

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての提案内容及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
280824002	28年8月24日	28年9月5日	28年9月30日	保険仲立人に係る保証金供託制度の廃止	保険仲立人は、内閣総理大臣の登録を受けた後、保証金として2千万円を供託所に供託しなければ、その業務を行ってはならないとされている。更に、最初の事業年度終了後三月を経過した日以後においては、各事業年度期末日以後三月を経過した日から当該各事業年度終了の日後三月を経過するまでの期間を対象とする保証金の額は、当該保険仲立人が過去三年間に保険契約の媒介において受領した手数料等の合計額(最低二千万円、最高八億円)とされている。(保険業法291条)しかしながら、保険仲立人は、損害保険代理店と異なり、顧客から直接保険料の受領を行わないのであるからこのような保証金供託制度は不要である。また、本保証金供託制度は、保険仲立人事業への新規参入障壁になっていると同時に、事業拡大に伴って他に例を見ないような巨額な割増保証金を積ませるといった事業発展の大きな阻害要因となっている。従って、保険仲立人制度の発展を大きく阻害している保証金供託制度は廃止すべきである。これに伴い、保証金供託制度を前提としている保険仲立人賠償責任保険について規定する保険業法292条は削除する。仮に保険仲立人が過誤により顧客に損害を与え、顧客から損害賠償請求を受ける場合は、何らかの専門家賠償責任保険契約で対応することとする。(保険業法で保険仲立人に対して当該契約の締結を義務付けることを検討すべきである。)金融審議会保険WGの意見中に故意の場合は賠償保険ではカバーされない点とあるが、故意の場合は登録の取り消し・抹消となり業務が不能となり、場合によっては刑事責任も問われることとなるので論外であり、弁護士、公認会計士等が顧客に対して違法行為をする可能性があるからとの前提で保証金を供託させることはないのと同時に本件も取り扱うべきである。(以上)	保険市場研究会	金融庁	<p>①保険仲立人には保証金の供託義務があり、当該保証金の額は、 ・開業時は2,000万円、 ・事業年度の終了3か月後からの1年間は、当該事業年度終了の日までの3年間に保険契約の媒介に関して受領した手数料・報酬等の対面の合計額(当該合計額が2,000万円未満の場合は2,000万円、8億円超の場合は8億円)、 ②保険仲立人賠償責任契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けた保険仲立人は、当該契約の保証金の額に①の保証金の額から2,000万円を除いた額を限度として、当該保証金の一部を供託しないことができます。</p>	保険業法第291条第1項・第2項、第292条第1項、保険業法施行令第41条、第44条第2項	対応不可	保険仲立人は保険会社等から独立した存在であるため、保険契約等に対し、保険契約の締結の媒介に関して加えた損害を自ら賠償する義務があり、保証金の供託制度により賠償能力の確保を義務付けています。こうした観点も踏まえ、廃止を含めた当該供託制度のあり方については、慎重に検討する必要があります。	△
280824003	28年8月24日	28年9月5日	28年9月30日	保険仲立人の顧客からの保険料の受領の解禁	保険仲立人の顧客からの保険料の受領については、商法544条(当事者のために給付を受ける権限)の但し書により、当事者の別段の意思表示、即ち特約があれば可能となっており、また、保険業法において何ら制限する規定はないが、保険業法施行規則内閣府令227条の3第1項3号により、保険料の收受・返還について保険仲立人はできないことになっている。しかし、保険仲立人が媒介した保険契約について、顧客にとっては当該仲立人を通じて保険料を振り込むのが安心であり、かつ、便宜でもある。従って、保険仲立人と保険会社との個別契約によって合意に達すれば(保険仲立人の意向により選択制とする)、保険仲立人にも保険料の受領権を認めても良いのではないかと、当然のことながら、仲立人が保険料を受領した時点で、他の条件が整っていれば、引受責任は保険会社に移転することになり、顧客に何ら不利な事態が生ずることはない。なお、英国においては、保険仲立人(保険ブローカー)は100%近く保険会社との間で個別取引契約を締結し、これによって仲立人は保険料授受権を有しており、また、保険料を仲立人が受領すれば、その時点から保険引受責任は保険会社が負うことになっている。こうした事例に鑑みると、少なくとも保険会社と仲立人がこのような契約をすることを禁止することは、仲立人の事業の円滑な実施を困難にすると同時に顧客の便宜を損ねている。(以上)	保険市場研究会	金融庁	<p>保険仲立人は、保険契約の締結の媒介であって保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結以外のものを行う者であり、その行う保険契約の締結の際に、顧客に交付する書面において、保険会社等又は外国保険会社等を代理して保険料の收受又は返還をすることができないこと等を明示しなければなりません。</p>	保険業法第2条第25項、第294条第4項、保険業法施行規則第227条の3第1項	対応不可	保険会社等との個別契約を締結した保険仲立人に対し、保険料を受領する権限を有することを可能にすることについては、保険仲立人が保険会社から独立して顧客の委託を受けて保険契約の締結の媒介を行う者であることや、提案内容に対する具体的なニーズを踏まえ、慎重に検討する必要があります。	
280824004	28年8月24日	28年9月5日	28年9月30日	保険仲立人の手数料(報酬)の顧客との同意による決定及び当該手数料(報酬)の顧客からの直接受領の解禁	仲立人の報酬について定める商法550条2項(仲立人/報酬/当事者双方平分シテ之ヲ負担ス)は一般的には任意規定と解されており、当事者の合意により排除できる。保険業法には何ら規定はないが、金融庁の保険会社に対する監督指針(V-4-4)によると、保険仲立人は手数料等の全額を保険会社に請求するものとし、顧客に請求してはならないとされている。これによって、仲立人は保険会社との交渉によって手数料を合意し、保険会社から手数料を受領しなければならないのである。しかし、保険仲立人は顧客から委託を受け顧客の保険契約の成立のために業務を遂行しているものであるから、弁護士、公認会計士等と同様に、その手数料(報酬)は当該活動の対価として顧客との交渉によって決定されるべきであり、同時に当該手数料(報酬)は保険契約成立時(具体的には保険料支払い時)に顧客から直接受領すべきである。(例外的に小口定型商品等のように仲立人の手数料が総保険料に含まれている場合は、予め仲立人が受領する手数料の予定額について顧客に開示しておくこととする。) 損害保険代理店は、保険会社の代理店であるので、その手数料は保険会社との交渉によって決定され、当該手数料を保険会社から受領するのは当然であるが、性格の異なる保険仲立人を代理店と同様に扱うのは不条理であり、本来保険会社から独立しているはずの保険仲立人があたかも代理店と同様に保険会社の支配下に置かれ、その独立性を困難にしている。	保険市場研究会	金融庁	<p>保険仲立人の手数料の決定について規定している規制はありません。また、監督指針において、保険仲立人は、保険契約の締結の媒介に関する手数料等の全額を顧客ではなく、保険会社等に請求するよう規定されております。</p>	商法第550条第2項、保険会社向けの総合的な監督指針(V-4-4)	検討を予定	保険仲立人が手数料を顧客から直接受領することについては、保険契約者保護や募集業務の観点から実現に向けて問題がないかを含め、その影響や課題について、検討する必要があります。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
280824005	28年8月24日	28年9月5日	28年9月30日	保険仲立人に係る結約書の作成義務の廃止	<p>保険仲立人の業務は、商法の仲立営業の規定が適用されることとされている。従って、保険仲立人にも同法546条(媒介行為成立の場合の書類の作成・交付義務)の適用があり、当事者間で契約の実質的合意があった場合にはそれを証明する書面、即ち、結約書を作成し、契約の両当事者に交付することが義務付けられている。(保険業法298条は商法の適用を前提として結約書の記載事項について定める。)商法546条の趣旨は、契約が仲立営業によって成立した場合に、不動産仲立営業のように履行が直ちに行われない場合が一時的であるので、合意した内容に誤認がないよう履行(契約締結)前に仲立行為の内容を記載した書面を作成することとされているものである。</p> <p>しかし、保険仲立人においては、顧客から保険契約締結の意向を受けて(必要な場合は保険会社と交渉をして)、顧客の意向を確かめながら保険契約の内容を確定し、当該保険契約の内容を記載した書面によって直ちに保険契約の申込みが行われ、それを保険会社が承認(形式的には当該申込書に記名押印する)し、顧客が第1回の保険料を払い込んだ段階で、仲立人は当該契約に係る結約書を作成するのであって、これは契約の成立と同時になるか又はそれ以降となる。保険契約においては、このような契約の成立の過程をみれば何ら顧客の利益を損なうことなく契約の申込み及び成立に至るのであるから、結約書作成の必要はないというべきである。(現に作成されている結約書は当然のことながら契約書と実質的に同一の内容になっており、重複した内容の書類を二重に作成している。しかも、契約成立時以降となっており、何ら意味をなさない。)従って、保険業法において商法546条の適用を排除すべきである。</p> <p>また、今次改正により、顧客の意向の把握に、本結約書を用いることとされたが、上述のように、仲立人は顧客の意向を確認しながら契約の締結に至るのであって、結約書を作成しなくても顧客保護を何ら毀損するところはない。(以上)</p>	保険市場研究会	金融庁	<p>保険仲立人においては、その行う保険契約の締結の媒介のうち、当該保険契約の保険者が、 ①株式会社である保険会社であるものは商法上の商行為に該当するため、同法上の結約書の作成義務があり、 ②相互会社(外国相互会社を含む。)であるものについても、保険業法において①の商法の規定を準用しているため、結約書の作成義務があります。</p>	商法第546条、保険業法第293条	対応不可	商法上、結約書が保険契約者等及び保険会社間の紛争防止の目的のために作成されることから、保険仲立人による結約書の作成義務を廃止することは困難です。	
281101056	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務の緩和	<p>(提案の具体的内容) 空き家対策や中心街の空洞化対策等の地方創生を促進するため、銀行所有の余剰不動産に係る賃貸業務について、固有業務との親近性等の要件を柔軟化し、現行より幅広く認めて頂きたい。</p> <p>(提案理由) 銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他付随業務として、銀行業務との機能的な親近性等の要件の下、実質一時的な賃貸でなければ認められていない。 例えば、比較的好立地にある銀行店舗や社宅等の統廃合や建替等により生じた余剰不動産について、地体や地元の民間事業者等からは、賃貸により地域に合った有効活用を望む声があるが、現状では柔軟な賃貸業務が行えないため、売却以外の選択肢はほぼなく、また地方ではその資産を購入し事業化できるような事業者等も少ないことから、売却できずに空き家・更地として放置されてしまうなど、中心街の空洞化問題を招起することもある。 本件については、地域活性化や地方創生を促進する観点から、銀行業務との親近性等の要件を柔軟化頂き、従前より幅広く賃貸業務を認めて頂きたい。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	<p>銀行が所有する余剰不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-2(4)</p>	検討に着手	銀行が所有する余剰不動産を賃貸できる場合については、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。	
281101057	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	銀行のリース子会社による不動産向けオペレーティング・リース業務の解禁	<p>(提案の具体的内容) 銀行のワンストップサービスを活用し、地方創生の更なる促進に寄与するため、公共施設の整備・運営等、PFIL化による安心で簡便かつ柔軟な事業手法により不動産向けオペレーティング・リースについて、銀行のリース子会社においても、その取扱いを認めて頂きたい。</p> <p>(提案理由) 地方創生、地域活性化の進捗に伴い、公共施設整備・運営においてPFIL方式の導入が期待されている一方、地方では小規模な事業も多く、SPC設立等のコストや手続きの煩雑さから馴染みにくいケースも多い。 PFIL方式のメリットを享受しつつ、その煩雑さやコストアップ要因を排除した簡便な手法として、リース会社を活用したリース方式があるが、銀行のリース子会社においては、不動産向けではフルベアアウトのファイナンス・リースが原則であり、建物の一部を中途解約が可能オペレーティング・リースによって民間事業者へ賃貸するなど、多様なニーズに応じた柔軟な計画が困難となっている。 本規制を解禁することで、銀行によるワンストップのサービス提供により、公共施設に係る事業計画の規模やコスト、民間事業者との連携など、地域の実情に合った適切な事業を創出しやすくなり、地方創生にも資するものと考えられる。</p>	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	<p>銀行の子会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の潜脱を防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンス・リース)に限って認められております。</p>	<p>主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ-4-7-(12)</p>	検討に着手	銀行の子会社が不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案について(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281101058	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 11月30日	不良債権開示 における「 リスク管理債 権」と「金融再 生法開示債 権」の一元化	(提案の具体的内容) それぞれの開示債権に係る算定や検証等に要する事務負担の軽減等の観点から、2種類の基準による不良債権開示を一元化して頂きたい。 (提案理由) 銀行の不良債権開示においては、(1)銀行法に基づく「リスク管理債権」と(2)金融再生法に基づく「金融再生法開示債権」の2つの基準による不良債権について、半期毎に開示しなくてはならない。(1)については、貸出金のみを対象(分類も貸出金単位)としており、米國基準との同等性や長期的な連結ベースでの比較可能性等の観点から開示が求められている。一方、(2)については、貸出金のほか支払承諾見返なども含めた総与信に係る債権を対象とし、その分類は要管理債権を除き債務者単位という点は、自己査定区分に準じたものとなっているほか、導入から一定の年月を経ており、相応の時系列比較も可能であることから、現在では、一般的に不良債権のベンチマークとしては(2)が認知・定着していると認識している。 双方の不良債権額及びその比率は年々減少基調にあり、類似指標となっているが、それぞれの異なる算定や検証等には相応の時間を要していることから、銀行の事務効率化の観点や一般の利用者に対して分かり易い開示とするため、是非一元化を図って頂きたい。	(一社)第 二地方 銀行協 会	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表	銀行法第21条、 銀行法施行規則 第19条の2、金融 再生法第6条、第 7条、金融再生法 施行規則第2条、 第4条、第6条	検討を予 定	リスク管理債権及び金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。リスク管理債権及び金融再生法開示債権の両者を一本化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、検討を行ってまいります。	
281101060	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 11月30日	銀行の保険 窓販に係る弊 害防止措置 の撤廃	(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、非公開情報保護措置等)を撤廃して頂きたい。 (提案理由) 本規制については、銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、そもそも銀行は、独占禁止法や個人情報保護法、監督指針等の下で、優越的地位の濫用防止や利用目的の同意確認、情報管理の徹底など、法令順守による内部管理態勢が十分に構築されており、本件は過度な規制と考えられる。 また、顧客からの申し出にも関わらず、勤務先が事業性融資先であることや、対応した職員が融資業務の担当であることを理由に、法令等で提案・販売できないというのは、納得頂けないケースもあり、顧客の利便性が阻害されている。 銀行の保険窓販については、法個一体となったワンストップによるタイムリーなサービス提供をすることが顧客利便性の向上に資すると考えられ、そうした観点から、例えば、地元企業への事業承継対策ツールである「経営者保険」が規制対象となっていることは、利便性を損なっている典型的な例と思われる。これまで段階的に規制緩和が行われてきたが、更なる見直しが必要と思われる。	(一社)第 二地方 銀行協 会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予 定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281101061	28年 11月1日	28年 11月16日	28年 11月30日	銀行の生命 保険販売に 係る構成員契 約規制からの 除外	(提案の具体的内容) 顧客利便性の向上の観点から、生命保険募集人である企業の役員、および当該企業と密接な関係(人事・資本)を有する法人の役員への保険販売を一律に禁止している構成員契約規制から銀行を除外して頂きたい。 (提案理由) 本規制は、銀行の圧力販売防止が目的とされているが、法令順守の下でその適切な態勢を構築しており、過度な規制と考えられる。 また、規制対象を一律に禁止しているため、顧客の自発的な申し出にも対応できず、特に銀行職員が少数出向している企業や圧力販売が起こり得ない大企業の役員については、申込みできない理由が直接本人に起因しないことから、顧客の理解を得にくい状況にあり、顧客の自由な商品・サービスの選択や利便性が阻害されている。 金融機関の金融サービス機能を一層充実させる観点からも、銀行を本規制の対象から除外して頂きたい。	(一社)第 二地方 銀行協 会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予 定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281101063	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	外貨預金の「契約締結前交付書面」等の交付に係る例外規定の見直し	(提案の具体的内容) 銀行の事務効率化や顧客の混乱回避の観点から、ATMでの外貨預金契約については、「契約締結前交付書面」等の交付を不要とするよう、契約時に交付しない場合の例外規定(契約前1年以内の間書面交付)を見直し頂きたい。 (提案理由) 外貨預金の契約締結においては、「契約締結前交付書面」及び「契約締結時交付書面」の交付が義務付けられており、交付を要しない場合の例外として、当該契約前1年以内の上記書面または「外貨預金等書面」の交付が規定されている。 このため、ATMで外貨定期預金を取扱う銀行においては、窓口で口座を開いた顧客がいつATMで契約するかかわからないため、毎年形式的に上述の書面を送っており、非効率的な事務管理、費用負担となっている。また、顧客にとっても同内容の書面が毎年送られてくることへの混乱が生じており、顧客利便性を損ねている面もある。 特定預金等のうち、外貨預金については、デリバティブ預金や仕組預金と異なり、定型性や社会的周知性が相応にあるものとして、「外貨預金等書面」の交付が認められているものと認識しており、ATMでの取引に関しては、書面の内容に変更を及ぼす商品内容の改定等があった場合を除いて、書面の交付を不要として頂きたい。	(一社)第二地方銀行協会	金融庁	外貨預金契約の締結については、金融商品取引法が準用されており、同法に規定する行為規制が課せられています。	銀行法第13条の4 銀行法施行規則第14条の11の4第2号 銀行法施行規則第14条の11の25	対応不可	外貨預金については、元本欠損が生じ得るものであることを踏まえ、当該商品の契約の締結には金融商品取引法を準用することにより、同法に規定する行為規制が課せられております。当該規制は顧客保護の観点から課せられているものであることから、ATMの取引においても、金融商品取引法の準用の対象外とすることは困難です。	
281101084	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	四半期決算開示の義務付け廃止もしくは大幅な簡素化	上場企業、公開企業の四半期決算開示については、金融商品取引法と証券取引所の上場規程に定めがある。法律に基づく四半期開示には公平性、厳格性、必要性などが求められ、証券取引所の規程に基づく四半期短短信にはスピード、柔軟性、自発性が求められるといった違いがあるものの、決算報告制度の目的は投資家や会社債権者の保護にあるという点では一致している。それにもかかわらず、同様の規制が存在することにより、企業としては複数の決算書類を作成しなければならず、多大な費用と労力の投入を余蘊なくしている。さらに、中長期的な企業成長を回る経営よりも、短期的な利益追求のための経営が選択されるようになっているという指摘がある。短期の利益追求と中長期的な企業成長とは必ずしも相反するものではないが、将来への企業価値向上への努力が四半期開示における利益確保のために減殺されている可能性は否定できない。 したがって、四半期開示については、法律や規則による義務付けを廃止する必要がある。関連諸制度との整合性を取ることや法改正の手続きも必要ことから、直ちに義務付けの廃止が難しい場合は、当面、速やかに大幅な簡素化を行うべきである。例えば、四半期決算短短信をサマリーのみにする、四半期報告書における必要性の乏しい情報の記載を不要にする、四半期短短信における業績予想開示を任意化する、四半期報告書におけるレビューを不要とする、ということが必要と考える。	(公社)関西経済連合会	金融庁	上場会社は、金融商品取引法に基づき、当該事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経営の状況その他の公益又は投資者保護のために必要かつ適当な事項を記載した報告書(四半期報告書)を、当該各期間経過後45日以内に内閣総理大臣に提出しなければなりません。 また、上場会社は、各金融商品取引所の規則に基づき、四半期に係る決算の内容が定まった場合には、四半期決算短短信により、直ちにその内容を開示しなければなりません(画一的な開示時期は設定されていません)。 なお、四半期決算短短信に記載が求められている四半期連結財務諸表等には、公認会計士による監査証明は求められていません。	金融商品取引法第24条の4の7、 金融商品取引法第193条の2、 企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15、 第4号の3様式等	①:四半期決算短短信の見直しについては、検討に着手 ②:業績予想の開示については、現行制度下で対応可能	①「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月閣議決定)において、四半期開示を含む開示の在り方について総合的に検討するとされたことを受けて、金融審議会で議論が行われ、28年4月に報告書がまとめられました。 同報告書では四半期決算短短信について、記載を要請する事項をサマリー情報および四半期連結財務諸表等に限定することや、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、四半期決算短短信の開示時点では四半期連結財務諸表の開示を行わないこともよいこと等が提言されており、東京証券取引所において、四半期決算短短信の見直しの検討に着手済みです。 なお、開示制度については、利用者・作成者・監査人などの幅広いステークホルダーの様々な意見を踏まえることが必要であり、直ちに四半期報告書や四半期決算短短信を廃止することは困難です。 ②四半期決算短短信における業績予想の開示については、現在でも、任意の開示事項とされています。	
281117001	28年11月17日	28年12月6日	29年2月15日	信託専門関連業務子会社の資本要件の見直しについて	【具体的内容】 ・信託銀行傘下の信託専門関連業務(銀行法16条の2第2項8号、施行規則17条の3第5項)を営む会社の資本構成に関して、見直ししていただきたい。 ・具体的には、信託会社等(銀行法第16条の2第2項8号)に、例えば、(ア)信託専門関連業務を営む銀行子会社や、(イ)信託専門関連業務を営む銀行子会社を子会社とするが、信託銀行・信託専門会社を子会社に持たない持株会社を追加していただきたい。 【提案理由】 ・信託銀行傘下の信託専門関連業務を営む会社の資本構成に関しては、信託銀行とその子会社である信託子会社等が合算して保有する議決権の数、信託銀行の他の子会社(信託子会社等以外)が合算して保有する議決権の数を超過しなければならないこととされている(銀行法16条の2第1項11号、同条11項)。 ・信託子会社等には、①銀行子会社たる信託銀行(銀行法16条の2第2項8号イ)、②信託専門会社又は信託業務を営む外国の会社(銀行法16条の2第2項8号ロ)、および③これら(①及び②)を子会社とする国内外の持株会社(銀行法16条の2第2項8号ハニ)が含まれるが、信託専門関連業務を営む銀行子会社は含まれていない。 ・このため、(ア)信託専門関連業務を営む銀行子会社や、(イ)信託専門関連業務を営む銀行子会社のみを子会社とし、信託銀行・信託専門会社を子会社に持たない持株会社は、信託専門関連業務を営む銀行子会社の親会社となることができない。 ・そこで、例えば、信託子会社等に(ア)信託専門関連業務を営む銀行子会社や、(イ)信託専門関連業務を営む銀行子会社を子会社とするが、信託銀行・信託専門会社を子会社に持たない持株会社を追加することで、かかる制約を排除していただきたい。 ・これにより、諸外国の銀行との競争で、企業取における日本の銀行が不利になる要因を取り除くことで、公正な競争環境の構築と邦銀の海外市場進出の促進が期待できる。	(一社)信託協会	金融庁	銀行が信託専門関連業務を営む会社を子会社とする場合は、当該信託専門業務を営む会社の議決権について、当該銀行の子会社である信託子会社等(信託銀行又は信託専門会社等)が合算して保有する議決権が、当該銀行又は信託子会社等以外の子会社が合算して保有する議決権の数を超過して保有する場合には限られています。	銀行法第16条の2第2項8号	対応不可	銀行の子会社の範囲については、銀行業務とのリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。 信託専門関連業務については、銀行業に付随又は関連する業務ではなく、信託子会社等の信託業に付随又は関連するものであることから、信託子会社等との資本関係を重視することとしているものであり、見直しは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281124001	28年11月24日	28年12月19日	29年2月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	1. 内容 銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 2. 理由 銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、2012年4月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、2006年9月以来、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している、事業主を含む一般消費者1000名規模を対象としたモニターアンケート(全9回・直近2016年9月実施)では、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えるとやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、2008年5月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声が数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化願いたい。また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能してらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281124002	28年11月24日	28年12月19日	29年2月15日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	1. 提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するための措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2. 提案理由 生命保険募集人である企業(法人)代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業(法人)代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者(企業)と弱者(消費者)等に対する批判は顕在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者(企業)の使用者である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生(保険金等の支払)時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから、再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことから、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向け総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)②	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
281129002	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	・銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与える立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、假に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ・こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ・平成24年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129003	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルールの維持	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている(いわゆる構成員契約ルール)。 ・生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ・このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
281129004	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	【提案の具体的内容】 ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281129005	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【提案の具体的内容】 ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する。いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
281129008	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	地区内に転入予定の者に対する貸出(住宅ローン等)を可能とする	政府「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」では、基本目標の一つとして「地方への新しい人の流れをつくる」を掲げているが、このためにはUターン・Iターン希望者等の地方移住に伴う資金ニーズ(住宅購入・起業等の資金)に対して円滑に対応し得るようすることが極めて重要である。 「信用金庫法第10条第1項では、会員資格について、信用金庫の地区内に「住所または居所を有する者」、「事業所を有する者」等のみ記載されており、地方移住を希望する転入予定者への資金供給が難しい状況となっている。 一方は、信用金庫が地方移住の促進策等に貢献できるようにするため、信用金庫法施行規則第1条等を改正し、「地区内への転入などによって、信用金庫法第10条第1項に定める会員たる資格の要件を満たすことが確実な者」を追加するなどして、地方移住を希望する転入予定者等への資金供給を行えるようにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫における資金の貸付先は、原則として信用金庫の会員に限定されており、当該会員資格は当該信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者等と規定されています。 このため、融資実行時点において、地区内に住所又は居所等を有しない者に対する貸付けは会員以外の者に対する貸付けとして取り扱われることとなります。	信用金庫法第10条第1項、信用金庫法施行規則第1条	検討を予定	地区内へ転入予定の者等への資金供給に係る制度のあり方については、協同組織性に留意しつつ検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129009	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	現行制度上では、信用金庫が融資(員外貸付)を行うことができる会員または卒業会員(以下、会員等)の外国子会社は、「ア. 会員等が議決権の50%超を保有する者、イ. その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するもの」に限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっていない。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等)についても、融資対象となっていない。しかしながら、信用金庫取引先である中小零細企業の中には、実質的に個人事業主との差がない企業も多く、会員である親会社の出資に加え、社長個人やその親族が共同出資し、合算して50%超を保有するケースも多々みられる。また、古くから海外展開を行っている企業の中には、海外に持株会社を設立し、アジアを中心に複数の会社(すなわち卒業会員の外国孫会社や外国曾孫会社等)を展開する企業もみられる。ついては、これらを融資対象として取扱えるよう要望したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	信用金庫による会員または卒業会員(以下、会員等)が融資(員外貸付)を行う者、②その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するもの」に限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっておりません。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社(すなわち会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等)についても、当該外国子会社と当該孫会社の役員員の人的構成にかかわらず、融資対象となっておりません。	信用金庫法53条2項、信用金庫法施行令第8条第1項第4号、同条第3項、信用金庫法施行規則第49条の2、昭和43年大蔵省告示71号	検討を予定	当該員外貸付制度については、平成25年3月に施行された信用金庫法施行令等において、外国子会社と会員との結びつきが相当程度認められる範囲で、外国子会社に対する貸付けを解禁すると趣旨で緩和措置が図られたところ。信用金庫の業務として適当か、適切なリスク管理が可能か等の観点に加え、新制度の活用状況や更なるニーズを十分に検証する必要があることから、更なる要件の緩和については慎重に検討を行う必要があります。	
281129010	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第2条には特定融資枠契約の借主となる者が限定列挙されており、運用対象者が法人等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入者を保護することにあると思われ、借主として十分な知識・信用力、交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省	特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は①大企業、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社、④資産の流動化に促される合同会社等である場合に限定されています。	特定融資枠契約に関する法律2条	検討を予定	特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために促される合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。なお、会員間の相互扶助を目的とする会員組織である協同組織について、同法の対象に加えることについては、慎重に検討する必要があります。	
281129014	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があると認められた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がない。また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑み、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じている。平成24年4月から適用された規制の見直しにおいて、本事項はモニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281129015	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がない。また、本年5月の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向(保障や金額等)を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により顧客の意向に必要な保険金額に応じた提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、速やかに見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281129016	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない。特定の生命保険商品のみには設けられた規制であり、妥当性を欠いている。また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広くあることから、調査・管理負担のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号、同法施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-(2/3)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129017	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	共済代理店の範囲の見直し	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性ももちろん、基本サービスや福利厚生等の更なる向上につながると思われる。利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令第2条、同施行規則107条、同施行規則規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるなどから、共済代理店になることができる者として規定されて、信用金庫については異なる扱いとされたところです。本件については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき設定された見直し周期に沿って、今後とも議論していくこととなります。	
281129018	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し	信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報(非公開金融情報)を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。この規制は信用金庫が保険募集を行う際のみ適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。こうした過剰な規制は、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、総合的な金融サービスの発展を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない。速やかに非公開情報保護措置を徹底していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府等々を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281129019	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による業務禁止と運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確保を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることが整備されている。そのため、現状の一律的な業務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで業務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省	営業職員による運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務は禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の業務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が業務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎	
281129022	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定とを、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、顧客にとってわかりにくい開示内容となつているとともに、金融機関によっては事務上煩雑であることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	銀行法施行規則第19条の2に基づき、貸出金のうちリスク管理債権に該当するものを、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに開示することとされています。また金融再生法施行規則第4条に基づき、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承認見返金等の「金融再生法開示債権」の査定結果も、銀行は半期、協同組織金融機関は年度ごとに公表することとされています。	銀行法第21条、銀行法施行規則第19条の2、金融再生法第6条、第7条、金融再生法施行規則第2条、第4条、第6条	検討を予定	リスク管理債権及び金融再生法開示債権については、各々の長期時系列での比較可能性や異なる対象資産の報告開示という観点から、依然として重要な指標であると考えられます。リスク管理債権及び金融再生法開示債権の両者を一本化することについては、このような各々の開示が有する目的や意義等を十分に踏まえるとともに、銀行等の負担の軽減を考慮しつつ、検討を行ってまいります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する提案について本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281129023	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日		大口信用供与等規制の適用対象外とする信用金庫と信金中会との取引範囲の拡大	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁	大口信用供与等規制の適用対象外の取引として、中央機関に対する円建て預金である「預け金勘定に計上される預け金」については、当該規制の対象外となるものとして認められています。他方、中央機関に対する預け金のうち「外貨預金」については、外国他店預け勘定として計上され、本規制の適用対象とされております。	信用金庫法第89条で準用する銀行法第13条第1項、信用金庫法施行規則第114条第4項、第115条第1項、平成26年金融庁告示第55号	検討を予定	「外国他店預け」に計上される協同組織金融機関の中央機関への預け金を大口信用供与等規制の適用対象外とすることについて、当該取引にかかるリスク特性などを踏まえ、預け元である信用金庫等の健全性に留意しつつ検討する必要があります。	
281129034	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 3月15日		銀行の子会社の業務範囲「金融関連業務」について	(公社)リース事業協会	金融庁	銀行の子会社はリース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務を行うことができます。	銀行法第16条の2第2項第2号、銀行法施行規則第17条の3第2項第11号及び第39号、平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号第2条及び第3条第7号	対応不可	「オンサイトサービス契約」におけるリース業務以外の役務提供業務の内容が必ずしも明確ではありませんが、リース業務、リース物件の保守・管理等、リース業務に係る中古物件の売買及びこれに附帯する業務はリース会社の業務範囲として認められています。一方、附帯業務の範囲を超えた物品やサービスの販売業務を行うことについては、他業禁止の観点から認められません。なお、リース業務に附帯する業務であるか否かについては、その業務内容の実態に応じて個別に判断されることとなります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案についての提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129057	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の海外子会社(子銀行)が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。(銀行法第16条の2第1項第7号、第8号、第10号、主要行等向け監督指針(以下「監督指針」)V-3-3(41)注書) 他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務(引受・売出し)や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを含むことが認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 <ol style="list-style-type: none"> 有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。 信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両面目の営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オプショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。 また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別設預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている)ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。 ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が徹底されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出自系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考えられる。 銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合と同等の業量に限定的範囲内に留める等の条件付きであっても解禁を願っていたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。 	都銀懇話会	金融庁	<p>①銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られています。</p> <p>②銀行は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、信託業法第2条第1項に規定する信託業務等を営むことができます。</p>	<p>①銀行法第10条第2項及び第11条 金融商品取引法第33条第2項</p> <p>②銀行法第12条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条</p>	<p>①検討を予定</p> <p>②検討を予定</p>	<p>銀行法において銀行の業務範囲として認められていない業務等であって、銀行の海外支店において現地当局が認める業務を行うことの可否については、他業禁止の趣旨、競争力強化等の観点から慎重に検討していく必要があります。</p> <p>なお、現行制度でも、銀行は必要な体制整備を行い金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条の認可を受けることにより、海外支店において信託業法第2条第1項に規定する信託業務等を営むことができます。</p>	
281129058	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと(証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること)は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。(発行体向けクロス・マーケティングの禁止) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供だけでなく、経営課題に対する総合かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 <ul style="list-style-type: none"> 証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明 上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと 上記商品・サービス等の具体的条件の提示 ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	<p>金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引を原則禁止していますが、これは金融商品取引業を兼営することにより生じる利益相反等の弊害を防止するためです。この点に関しては、これまでも証券会社との共同店舗、共同訪問が認められ、また、証券仲介業務を解禁するなど利益相反が生じない範囲において規制緩和が行われています。さらに、21年6月からは銀行等の職員が証券会社の職員を兼務することで、証券会社の職員として具体的な条件の提示や交渉を行うことが認められました。なお、銀行が金融商品取引法第33条の規定に反しない業務として発行体に対して行うことができるものは、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)において明確化されています。</p>	<p>金融商品取引法第33条第1項(解釈)</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅷ-2-5(1)</p> <p>銀行法第12条</p>	対応不可	<p>銀行等の金融機関にご提案の業務を認めることは、銀行業務の顧客と証券業務の顧客の間の利益相反等の弊害を生ずるおそれがあることから、措置は困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 - ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 - :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 - △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129059	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀証間における法人顧客情報の共有制限の撤廃等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要※。 ※ただし、発行者が外国法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が簡便記録により、同意の意思表示をしたと又は非公開情報の提供に關し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。 ・平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。 <ul style="list-style-type: none"> ① オプトアウト制度について <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。 ・同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。 ② 兼職制度について <ul style="list-style-type: none"> ・兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 ・外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれか一方しか外務員登録できないこと(例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務(投資信託・デリバティブ・債権の販売等)ができない) ③ FW規制の対象となる情報の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・FW規制の対象となる情報は「発行者等に関する非公開情報」とされているが、外延が明らかではない。 一方、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要(個人情報保護法第23条第1項柱書)としつつ、共同利用の方法を探ることで、本人の個別の明示的な同意なく個人データ共有することが認められている(同法第23条第4項第3号)ことに加え、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。 ・全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・書面同意及びオプトアウト制度について <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間で発行者等に関する非公開情報の授受における当該発行者等の同意(金融商品仲介業務に関する場合を含む。)、又はオプトアウト制度に基づく当該発行者等に対する通知につき、書面等であることの撤廃。 ・個人情報保護法第23条第4項第3号と同様の共同利用の方法による非公開情報の授受に関する制度の導入。 ・金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 ・兼職制度について <ul style="list-style-type: none"> ・兼職業者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。 ・兼職業者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。 ・FW規制の対象となる情報の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・FW規制の対象となる情報の範囲を「法人関係情報」(金商法等府令第1条4項14号)に変更。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券を取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 ・また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。 ・欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一節会報に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行うことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を探ることで、個人データの共有が可能となっている。 一方、わが国のファイアウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。 <ul style="list-style-type: none"> ・銀証間における発行者等に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金商法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会(オプトアウトの機会)を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。 ・兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で顧客を分けなければならない等、多様な負担が発生。また、現状、兼職情報にいずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。 ・オプトアウト制度・兼職制度は、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直し趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 ・上記の通り、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制約が存在しており、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。また、海外金融機関との競争力確保のためにも、情報共有に係る規制撤廃は重要な課題となっている。 ・そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。 また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において共同利用の方法を認めていることからすれば、法人の顧客情報の共有についても、共同利用の方法が認められているべきである。 ・外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 ・見直しが行われた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体でのより多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。 	都銀懇話会	金融庁	<p>①</p> <p>(1) 登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。</p> <p>② 証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報)であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号)。</p> <p>(ii)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行で金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等に、事前に顧客の書面による同意を得ずに、非公開情報(顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別な情報に限る。)を提供することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令154条4号)。 ・銀行の金融商品仲介業務に従事する役員が、親法人等又は子法人等から非公開融資等情報(事業貸付業務についての貸付先の事業に係る情報で高商業・金融商品仲介業務の顧客の有価証券投資の判断に影響を及ぼすもの)を受領することは禁止されています(同号)。 <p>(2) 銀行とグループ証券会社の間では、(i)における法人顧客の情報の授受につきオプトアウト制度が適用されますが、(ii)の場合においては、オプトアウト制度は適用されません(金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第2項)。</p> <p>(注) なお、金融商品取引業者等の業務の適正な運営を確保する観点から、オプトアウトに関して同趣旨の規定があります(金融商品取引業等に関する内閣府令123条1項18号及び24号、第123条第2項)。</p> <p>②</p> <p>(1) 銀証兼職者は、銀行の管理する非共有情報(オプトインしていない顧客又はオプトアウトした法人顧客に係る非公開情報)が、証券会社との管理する非共有情報のいずれか一方にアクセスすることはできません(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針HV-3-1-4)。</p> <p>(2) 複数の法人について外務員登録をすることはできません(金融商品取引法第64条の2第1項第3号)。</p> <p>③</p> <p>証券会社が、その親法人等又は子法人等との間で、事前に発行者等(有価証券の発行者又は顧客)の書面による同意を得ずに、非公開情報(発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報)であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親子法人等の役員又は使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等の注文の動向その他の特別の情報)を授受することは禁止されています(金融商品取引業等に関する内閣府令153条1項7号)。</p>	<p>金融商品取引法第40条2号第44条の3第1項4号、第2項第64条の2第1項第3号</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第18号、第24号、第2項第153条第1項第7号、第2項第154条第4号</p> <p>金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-3-1-4</p>	<p>① 対応不可</p> <p>② 対応不可</p> <p>③ 対応不可</p>	<p>① 現行制度は、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していることが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで顧客情報の共有を認めることは適当ではないことから、顧客に明確にオプトアウトの機会を付与した場合には、共有を認めることとしたものです。また、登録金融機関の金融商品仲介業に係る弊害防止措置は、登録金融機関内部において融資業務と有価証券の取扱いを同時に行うことや、登録金融機関が金融商品取引業者の委託を受けて金融商品仲介業を行うことから、利益相反や銀行等の優越的地位の濫用のおそれが特に高いことを踏まえ、顧客保護の観点から設けられている規制です。規制の全面的な撤廃については、上記の規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p> <p>② また、銀証兼職者においても利益相反や優越的地位の濫用のおそれが高いことを踏まえれば、「非共有情報へのアクセス制限」を撤廃することや、複数の法人において外務員登録をすることを許容するとの措置は困難です。</p> <p>③ ファイアウォール規制の対象となる情報の範囲は「非公開情報」(発行会社である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報)であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくは自己の親法人等の役員・使用人が職務上知り得た顧客の有価証券売買等の注文動向その他の特別の情報)とされています。これは、金融商品取引業者やその親法人・子法人等が、それぞれ受領する非公開の情報について、顧客の意思に反して他人に利用されることが適切ではないとの趣旨を踏まえたものです。ご指摘のように、これを「法人関係情報」に変更した場合、対象となる情報の範囲が上場会社に限定されていることから、非上場会社も含めた顧客の利益相反管理という観点から適切ではないと考えられ、見直しは困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129060	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	非公開融資等情報の遮断の撤廃について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・金融商品仲介業務を行う銀行等登録金融機関に対しては「非公開融資等情報の授受規制」が課されている。 ・具体的には、銀行等登録金融機関内の金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間では、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報につき、書面による同意がある場合等を除き授受してはならないとされている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・発行者である顧客からの同意書未取得の状況においても、銀行等登録金融機関内の金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間の非公開融資等情報の授受禁止の撤廃。</p> <p>【要望理由】 ・上記規制の遵守に伴う行内手続(連携手続等)が煩雑であり、融資業務従事者である拠点等が把握した顧客の証券関連での投資運用ニーズ等情報を金融商品仲介業務従事者へはグループ証券会社等に対しスムーズに連携出来ず、結果的に顧客のニーズ充足を迅速に満たすことが難しく、かつ行内部署の運用上の負荷(情報遮断のための体制整備等)も相応にかかっている。 ・このような状況を打開すべく、上記規制の撤廃を要請するもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法44条の2第3号 金融商品取引業等に関する内閣府令150条5号	対応不可	登録金融機関が融資業務において入手した非公開融資等情報を、当該登録金融機関の金融商品仲介業務従事者(ひいてはグループ証券会社等)に対して伝達することは、利益相反行為等につながるおそれがあることから、当該情報の伝達にあたり、顧客の同意を求める規制を撤廃することは困難です。		
281129061	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	複数銀行を有する金融グループにおける外務員登録の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・複数の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者について外務員登録を行うことは認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・複数銀行を有する金融グループにおいては、当該グループ内の複数銀行での外務員登録、あるいは当該グループとしての外務員登録を認めてほしい。</p> <p>【要望理由】 ・昨今、持株会社を活用し、県域の枠を超えた銀行間の経営統合の動きが進展しており、加えて、2016年5月には、金融グループの業務運営効率化等を促進する改正銀行法が成立したことから、今後、そうした経営統合の動きが一層進展することが予想される。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、同一グループに属する銀行間の垣根を越えて、投資商品等のサービス提供が可能となるため、顧客にとっては、サービスを受ける店舗が増加することに店舗利用の利便性が向上する。 ・また、人材育成等の観点から、グループ内の銀行間において社員の異動を実施した際、現行制度下では、外務員登録の変更を行う必要があり、当該変更による一定の期間を要することから、異動した社員については一定期間投資商品の販売等を行うことが出来ないため、銀行にとっては機会損失を生じているが、本要望が実現に至れば、異動に関わらず、顧客への提案が可能となる。</p>	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その金融商品取引業者等のために有価証券の売買・媒介・取次等を行う者について、外務員登録簿に登録を受けなければならないとされており(金融商品取引法64条1項)、登録を受けようとする場合には、金融庁長官に登録申請書を提出しなければならないとされています(同条3項)。 ・金融庁長官は、外務員の登録申請があった場合に、登録申請者以外の金融商品取引業者等に所属する外務員として既に登録されている者については、登録を拒否しなければならないとされています(金融商品取引法64条の2第1項3号)。	金融商品取引法64条の2第1項2号	対応不可	複数業者で登録された外務員の行為について、例えば有価証券の売買の勧誘を行う場合には、その所属する業者のいずれにおいても当該有価証券の売買が可能であることを踏まえるなど、どの業者を代理して勧誘行為を行ったのか不明確になってしまい、外務員の責任の所在が曖昧になってしまうおそれがあります。こうした金融商品の商品性に鑑みると、緩和は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129062	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品(一時払終身保険等)(※1)や全面解禁商品(医療保険等)の保険募集の禁止(いわゆる「保険募集制限先規制」)。 事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「担当者分替規制」)。 融資申込中の顧客(※2)に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止(いわゆる「タイミング規制」)。 銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知らずながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止(いわゆる「知りながら規制」)。 (※1)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 (※2)平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金(住宅ローン等の個人ローン)の融資申込者については、規制対象から除外。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記規制の撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。 顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。	<p>保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開情報保護措置 融資先販売規制 タイミング規制 担当者分替規制 預金との誤認防止措置 	検討を予定	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 <p>等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</p> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	
281129063	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(特定関係法人)の役員・従業員に対する保険募集を禁止。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員契約規制の撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 規制対象となる「密接な関係を有する者」(特定関係法人)の範囲が幅広く、直接投資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や投資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 金融コンプライアンス化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	<p>保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③</p>	検討を予定	<p>生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129064	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が保険を販売する際のみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外)。 すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい(実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害)。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開情報保護措置 融資先販売規制 タイミング規制 担当者分離規制 預金との誤認防止措置 	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	<p>銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。</p> <p>弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる <p>等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。</p> <p>銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129065	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等(宅地建物取引業第50条の2第1項)を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。</p> <p>【要望理由】 ・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買取を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買取を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 ・顧客の総運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。 ・都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。 ・金融機関の財務及び業務の健全性確保については、パーゼルⅡに基づく適切なオペレーション・リスクの管理等により達成可能(媒介・取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自身が不動産自体を自らに保有することは考えていない。)と取り扱い対象を、一定規模を超えたもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 ・REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、ノンバンク、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。今年(2016年)8月、生命保険会社や、日本政策投資銀行などが、宅地建物取引業及び取引一任代理を行う各子会社(REIT運用会社)を通じてREIT運用を開始する予定。なお、信託兼営金融機関(信託銀行)は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。</p>	都銀懇話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第3条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項	対応不可	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。	
281129066	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	銀行が保有する不動産の賃貸に係る要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)において「その他の付随業務」の範囲にあたるかどうかの判断基準が示されており、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に関する」、「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと」等の規制がある。 ・グループ共同店舗化を進めていかにあり、基本的には中核となる銀行のスペースを他グループ会社に賃貸することとなるが、あくまで「正当に生じた余剰スペース」にとどまるため、能動的にスペースを生み出して他グループ会社を集約する(＝賃貸)ことはできない。 ・また、拠点によっては銀行ではなく、グループ会社が当該建物の多くを利用するケースも今後考えられるが、上記規制下においては引き続き大部分を銀行が利用せざるを得ない。</p> <p>【具体的要望内容】 ・グループ間での不動産賃貸については、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)にある、「正当に生じた余剰能力の活用に関すること」や「当該不動産における固有業務規模に比し過大でない」といった規制を緩和して頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・銀行グループのビジネスが多様化していく中、銀行保有不動産を実質的にグループ共有の資源として有効に活用することにより、銀行グループ経営の効率化を図ることが可能となる。これまでは「銀行が固有業務を行う中で正当に発生した余剰スペース」のみ、グループ会社への賃貸が可能であったが、例えば新築・増改築等により能動的にスペースを作りだし、近隣のグループ会社を集約(＝賃貸)することが可能となれば、グループベースの資産効率化が更に図れるもの。 ・また、拠点によっては今後銀行業務を縮退させ、一方でグループ会社の業務を強化していくことも考えられるが、その際当該グループ会社が銀行保有不動産の大部分を活用することにより、グループとしての効率化・最適化が図れるもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行が保有する事業用不動産の賃貸については、その他の付随する業務(銀行法第10条第2項)として、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。	銀行法第10条第2項 主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(4)	検討に着手	銀行が保有する事業用不動産をグループ会社に賃貸する場合について、銀行グループ全体の経営資源の有効活用、銀行の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、検討を行います。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129067	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	グループベースのシステム一括調達・施設共用	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことはできない(銀行法第12条)。その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種リスクの混入を阻止する等の点にある(主要行等向け総合的な監督指針V-3-1(1))。 銀行が余剰能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第10条第2項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範囲にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている(主要行等向け総合的な監督指針V-3-2(4))。 情報システムに係るハードウェア/ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用」(主要行等向け総合的な監督指針V-3-2(4)④)に該当するか必ずしも明らかでない。 加えて、銀行が保有するシステムセンター(データセンター、コマンドセンター等)施設・設備は、賃貸等による共同利用のコスト削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度に留まること(主要行等向け総合的な監督指針V-3-2(4)(注1)ハ)が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。 尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売(銀行法施行規則第17条の3第2項第18号の2)およびデータ処理(同項18号)を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ各社の明確なニーズに基づくシステム資産(商品、役務)の調達については、ボリュームディスカウントを得るためにグループ内で最も購買力のある銀行を一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 銀行が保有するシステムセンター施設・設備が余剰資産となった段階で、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファンリテを前提に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共用スペースの削減等投資・経費圧縮が見込まれる。 また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社(利用者)で共同保有するよりも、グループ中核会社である銀行が単独で保有し、グループ各社(利用者)に提供(賃貸)するほうが実効性が高い。 これまで、銀行が保有するシステムセンター施設の利用が、小規模な余剰スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計画することが制限されてきた側面がある。 グループベースでシステム一括調達および施設共用を行なうことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を類型的に認めることに支障はない。 	都銀懇話会	金融庁	銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等を行うことができます。「その他の付随業務」については、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性等の一定の要件のもと、業務として行うことが可能となっております。(主要行等向け総合的な監督指針V-3-2)	銀行法第10条、第11条 主要行等向け総合的な監督指針V-3-2	現行制度下で対応可能 検討に着手	ご提案のシステム資産の一括調達は、銀行がシステム資産の販売や売買の媒介を行うことを前提とする場合には、他業禁止の趣旨から、銀行が行うことは困難です。他方、銀行がシステム資産をグループ各社に賃貸することを前提とする場合など上記以外の場合については、銀行グループにおける余剰資産の有効活用やグループ経営の効率化の観点等も踏まえ、「その他の付随業務」に該当するか否かを個別に判断することが適当と考えております。 また、銀行が保有する事業用不動産をグループ会社に賃貸する場合については、銀行グループ全体の経営資源の有効活用、銀行の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、検討を行います。	△
281129068	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	事務受託子会社の収入依存度に係る「円規制」の撤廃等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従属業務を営む銀行持株会社又は銀行の子会社等は、以下の条件を満たす必要あり。 ① 銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること ② 各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があること <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従属業務を営むグループ会社の条件である「当該銀行グループに属する銀行からの収入があること」の撤廃、又は大規模な金融関連業務子会社を想定した当該会社の従属業務会社に対する収入依存度規制の柔軟化 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客ニーズが多様化するなか、大手金融グループでは、リース業やコンシューマーマーフィナンス業等を営むグループ会社の規模が拡大 規模の大きい銀行グループに属する金融関連業務会社では、シェアードサービス等による経営の効率化を進める上で、従属業務を営む子会社が不可欠。 現行法上では、従属業務を営む子会社は、当該銀行グループに属する銀行からの収入があることが条件となっており、リース子会社のグループ経営の効率化が図れない状況となっている。 	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社の子会社として認められる従属業務会社については、営むそれぞれの業務について、①当該銀行等からの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ内の銀行からの収入があること、又は②当該銀行等及び金融機関グループからの収入の合計が総収入の50%以上であること、かつ、当該銀行グループ及び金融機関グループ内の銀行からそれぞれ収入があること、の要件を満たす必要があります。	銀行法第16条の2第1項、第52条の23第1項及び第6項 平成14年金融庁告示 第34号第2条第1項	検討に着手	銀行持株会社の子会社である金融関連業務子会社の従属業務を行う子会社に対する収入依存度規制の見直し等を含めた「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」について、平成28年12月28日にパブリックコメントに付したところです。 なお、当該改正内容を含んだ告示については、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(平成28年6月3日公布)の施行の日(公布日から1年以内)から施行することとしております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129069	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	銀行グループにおける管理体制の効率化について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・持株会社の業務範囲は子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限定されている。 ・加えて、監督指針・マニュアルにおいては、形態に関わらずすべての銀行について各々でリスク管理態勢の整備等について実施することが求められており、グループ形態をとっている銀行グループ(銀行および銀行持株会社)においては機能の重複感が高い。</p> <p>【具体的要望内容】 ・今般の改正銀行法により、持株会社がグループ内の共通・重複業務を執行することが可能となったことを踏まえ、銀行グループにおいては、グループベースで法令等遵守、顧客保護管理態勢、統合リスク管理態勢等が十分充足されていることを前提に、各傘下銀行に当該機能を持たない形態を許容して頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・持株会社による共通・重複業務の集約を進める上での制約となり得る事項を解消し、当該集約により得られる合理化効果を最大限獲得すべく、要望するもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行持株会社は、銀行法上、子会社の経営管理及びそれに付帯する業務以外の業務を行うことはできません。(なお、監督指針と検査マニュアルは、こうした銀行法の規定等を基礎として、監督・検査の着眼点等を記載したものです。)	銀行法第52条の21第1項 監督指針 検査マニュアル	現行制度下で対応可能	監督指針は、銀行法の規定等を基礎として、監督上の着眼点等を記載したもので、検査マニュアルは、検査官の手引書として位置づけられるものであり、その運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとされており、したがって、同様の機能・態勢が銀行グループの頂点に位置する持株会社(以下、持株会社)によって整備されるのか否か、等の個々の銀行の状況等により、監督指針・検査マニュアルに照らして求められる銀行の態勢整備は異なっており、要望にあるような持株会社・子銀行双方による重複する態勢・機能の整備が必ずしも求められるものではありません。	
281129070	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が営むことの出発業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行(持株会社)の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性資金に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 ・一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外の事業性融資への保証については従事可能。</p> <p>【具体的要望内容】 ・グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁を要望するもの。</p> <p>【要望理由】 ・事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーマーフィナス会社とは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者などとも多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。 ・グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることは出来ません。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)	銀行法施行規則第17条の3第1項 第10号、第34条の16第3項第10号	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性及び経営の健全性等の観点から、原則として禁止してきました。当該規制について、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的に検討を行います。	
281129071	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。(平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項)</p> <p>【具体的要望内容】 ・銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、その価値の範囲内に限定して(実際の担保処分価格等)、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。</p> <p>【要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補充が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(24年3月末残高は約1兆円) ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビュより)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に業務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると考えられる。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることは出来ません。(銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16)	銀行法施行規則第17条の3第1項 第10号、第34条の16第3項第10号	検討を予定	現行制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し保証を行う会社を子会社とすることは、銀行等グループとしてのリスク管理の適切性及び経営の健全性等の観点から、原則として禁止してきました。当該規制について、上記の観点に加え、顧客企業の利便性等の観点も踏まえ、総合的に検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129072	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められている(金融商品取引法第33条第2項第4号イ)、日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている(日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、注)。(注)さらに、グリーンシート銘柄制度は近く廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定(日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキンググループ報告書」2014年6月17日)。同制度の活用は証券会社のみ限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いが認められなくなる見込み。 登録金融機関には、上場・非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない(金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、①私募の取扱い及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、②金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エグジティブによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアラリアンズニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。 現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務(M&Aに関する業務等)として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完了する少額(M&A)が「マイノリティ」のエグジティブ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。 銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考えられる。また、IPO以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活性化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 銀行に本業務を認めることで想起される、①非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資者が不測の損害を被るおそれがあること、②銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務(改正金融商品取引法第43条の5)に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定(いわゆる外形基準の導入)することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対応可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式会社自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。 	都銀懇話会	金融庁	<p>① 登録金融機関によるグリーンシート銘柄以外の非上場株式の投資勧誘については、日本証券業協会の店頭有価証券に関する規則により原則として禁止されており、一定の譲渡制限を付すことを条件として、適格機関投資家を対象に限定して行う場合や、一定の譲渡制限を付すことを条件として日本証券業協会に届け出て当該協会が適当であると認めた場合に限り、例外的に認められています。</p> <p>② 金融商品取引法上、登録金融機関は、株式について、私募の取扱いや金融商品仲介業務を行うことができますが、売買の媒介を行うことはできません。</p>	金融商品取引法第33条第2項第4号 日本証券業協会「店頭有価証券に関する規則」第3条第4条第6条	①その他 ②対応不可	<p>① 日本証券業協会の自主ルールに関するものではありませんが、登録金融機関による非上場株式の私募の取扱い等に係る投資勧誘については、ベンチャー企業等の資金調達や中小企業の事業承継を容易にするといった観点とともに、投資勧誘の相手方に対する情報提供の方法、投資家保護のための方策を十分に考えていくことが不可欠であると考えます。</p> <p>② 登録金融機関による株式の売買の媒介の解禁については、銀行が信用の供与を条件に株式の売買を迫る等の優越的地位の濫用や利益相反などの弊害の防止といった規制の趣旨を踏まえれば、措置は困難です。</p>	
281129073	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の業務範囲規制の適用猶予	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。 買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略を可能とする観点から、外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。また、買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 他方、買収対象となる頂点金融機関が主として金融関連業務を営んでいたとしても、銀行の子会社が営むことができる業務以外の業務の一部でも営んでいる場合は、5年間の猶予措置の適用はなく、買収そのものが認められず、金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略の阻害要因となっている。 原則5年以内に売却、業務取止めを行うのであれば、買収対象となる金融グループのどのエンティティが銀行の子会社であるかができる業務以外の業務を営んでも、銀行グループの健全性への影響に然程違いはなく、同等の措置をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行の外国における子会社の業務範囲については、国内における子会社と同様の範囲に限定されています。	銀行法第16条の2第1項及び第4項	対応不可	銀行子会社の業務範囲については、銀行業務とのリスクの同質性や子会社として行う業務の具体的なニーズ等を踏まえて規定されています。これらの趣旨を踏まえれば、外国における子会社の業務範囲のあり方については、慎重に検討する必要があり、直ちに提案に対応することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129074	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法上、銀行グループに属するリース会社が行う不動産リース業務について、特段制限は設けられていないが、監督指針において、「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限る」とこととされている。 <p>【制度的要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行グループに属するリース会社による不動産オペレーティングリースの解禁。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規定は、他業禁止の観点から同指針の後段の「一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務」を禁止する趣旨と理解されるものの、オペレーティングリースが必ずしも一般向け不動産業務に該当するとは限らないため、他業リスクを排除しつつ、不動産オペレーティングリースを取組むことは可能と思われる。 不動産有効活用等のお客様のニーズに対応し、不動産マーケットの活性化に寄与する観点から、前段の規定の削除をご検討頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行グループに属するリース会社が行う不動産を対象としたリース契約については、リース形態をとって一般不動産事業を行うなどの他業禁止規定の潜脱を防ぐために、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限って認められています。	主要行等向けの総合的な監督指針V-3-3-1(2)	検討に着手	銀行グループの属するリース会社が不動産を対象としたオペレーティング・リースを営むことについては、銀行に対する他業禁止の趣旨を踏まえ、銀行の健全性確保の観点から検討を行います。	△
281129075	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	銀行本体でのオペレーティングリース契約の媒介の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法上、銀行本体ではファイナンスリースの提供及びその代理又は媒介のみが認められており、オペレーティングリースの提供および代理又は媒介は認められていない。 <p>【制度的要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行子会社の提供するオペレーティングリースに限り、銀行本体での媒介の解禁。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、お客さまの金融ニーズが複雑化、多様化する中、顧客接点を持つエンティティがグループ各社と連携して、より総合的な金融サービスをワンストップで提供していく必要性が従来以上に高まっている。 現行法上、銀行が媒介可能なリース形態はファイナンスリースに限られているが、媒介のみであれば、他業禁止の趣旨に照らしても、異業種リスクが混入するおそれは限定的と考えられ、銀行子会社の提供するオペレーティングリースに限り、銀行本体での媒介の解禁をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が行うことができるリース業務は、ファイナンスリース及びその代理・媒介に限定されています。	銀行法第10条の2第1項第18号及び第19号	対応不可	ファイナンスリース以外のオペレーティングリースについては、いわゆるレンタルも含め、様々な形態があり、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性の確保の観点から措置することは困難です。	
281129076	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行代理業者の主たる業業務の要件緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている(銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」Ⅶ-3-2-2-4及び別紙6)。 <p>【制度的要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「主たる業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者(すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者)についても、所屬銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を認めていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融グループ内のカード会社、貸金業者(以下、「貸付等を主たる業務とする者」)等において貸付対象としていない顧客(例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客)から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸付の媒介が可能になれば、所屬銀行の手回りの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所屬銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ。例えば、①所屬銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受け付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、消費者向けの資金の貸付等に係る契約締結の代理・媒介業務については、「預金等担保貸付」及び「規格化された貸付商品で、かつ、貸付資金で購入する物件等を担保として行う貸付」に限定されています。	銀行法第52条の36、銀行法施行規則第34条の37第6号、第7号	対応不可	銀行代理業者の主たる業業務が資金の貸付けの場合、例えば、顧客が銀行から融資を受け、その借入金をそのまま貸金業者へ返済するとすると、利益相反の弊害が生じる可能性があることから、このような規制が課せられているところです。このため、利益相反防止の観点から、当該要件は撤廃することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於ける提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129077	28年11月29日	29年1月31日	29年2月15日	所属銀行100%子会社の銀行代理業子会社による貸付の返済管理の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権管理回収業務は、「債権管理回収業に関する特別措置法(以下「サービサー法」)」による許可を受けた債権管理回収業者に取扱いが限定される。 サービサー法は、債権管理回収業者は専業事業者であることを求めており、債権管理回収業者が兼業を行う場合は、サービサー法に基づく法務大臣の承認が必要。 金融庁の定める監督指針では、「銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を行う営業に通常附帯して行われる業務(例えば、預金の払戻しの代理又は媒介、貸付金の弁済の受領等)」については、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされている業務に該当する場合を除いて、原則として、法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しない」と規定。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所属銀行100%出資子会社が銀行代理業を営み、所属銀行から委託を受けた貸付業務の銀行代理業務で担当する顧客から、元利金支払額・利率・返済期日の延長・短縮、担保保全内容の変更などの借入条件変更(リスケジュール)の申出がある場合、銀行代理業に通常附帯する業務の一環として、条件変更への対応を代理媒介できるようにしていただきたい。 所属銀行100%出資子会社が貸付業務の代理・媒介を行う場合、所属銀行から委託を受けた貸付の代理・媒介業務に通常附帯する業務として、元利金の決済確認、入金未済の場合の入金依頼を行えるようにしていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業性融資を扱う銀行代理業者は、顧客である中小企業や個人事業主の貸付・預金・為替の銀行代理業務とその付随業務の範囲で経済環境や業界動向の情報提供等も含めて支援を行う。中小企業や個人事業主など事業者に対し、日頃の経営状況の把握や経営相談等を通じ、顧客の実態把握を行い、銀行の代理人として、銀行と顧客の取引関係の維持発展に努めている。 顧客は自己の経営状況や資金繰り状況に照らすと、銀行と当初定めた借入条件では返済が苦しいと判断される場合は、銀行に対して借入条件の緩和を申出ることがある。銀行は金融円滑化の精神を遵守し、借入条件の適切な見直しを検討している。 顧客が借入条件の見直しを求める場合、銀行代理業者が銀行のため取り行う借入条件の見直しの代理媒介を担うことは、銀行代理業の趣旨を損なうものではなく、事業主への円滑な資金供給を維持に資する。 また、銀行代理業者は、銀行から委託を受けた業務にて担当する顧客に関し、日頃の動態把握や経営状況の把握を通じ、銀行との与信運営管理に必要な情報を収集することは、銀行と事業主との円滑な取引関係の維持や資金需要発生時の円滑・迅速な対応にも資する。 所属銀行100%出資子会社による銀行代理業においては、所属銀行と同等の内部管理・事務管理・顧客管理を行っていることから、顧客保護は銀行同等の対応を期待でき、同業務を銀行代理業子会社に緩和しても問題は少ないと考える。 そのため、上記要望2点の緩和は、中小企業や事業主への円滑かつ安定的な資金供給につながるものとして緩和をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者に通常附帯して行われる業務の例示として、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅶ-3-2-2-4(1)においては、「預金の払戻し代理又は媒介、貸付金の弁済の受領等」があげられており、「債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業など他の法令において免許、許可、登録等が必要とされる業務に該当する場合を除いて、原則として、銀行法第52条の38第1項第3号に規定する他業に該当しない」としています。	銀行法第52条の42第1項、第52条の38第1項第3号の主要行等向けの総合的な監督指針Ⅶ-3-2-2-4(1)	現行制度下で対応可能	銀行代理業者が行う「貸付金の元利金の決済確認と入金依頼、貸付金の条件変更の申出」等業務が、債権管理回収業に関する特別措置法で定める債権管理回収業に当たらない限り、平成18年5月17日付パブリックコメントの内容を超えるものではないため、監督指針上具体例として列挙はされていませんが、現行制度で認められているものと考えています。	
281129078	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	外国銀行代理・媒介業務に係る規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。 <p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外赴任者は渡航する前に外国銀行の口座開設手続きを行いたいというニーズがあるものの、現行規制では、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の業務の代理・媒介は国内において行うことができないため 外国銀行の代理・媒介業務について最終的な商品・サービスの提供が海外において行われる場合には、勧誘や取次手続きなどの一部の媒介行為が国内において行われることが認められても、利用者は当該商品・サービスを渡航先の海外で利用することが前提となるため、国内の顧客保護を図るという現行規制(適用地域の制限)の趣旨との整合性は図ることが可能。 また、国内において認められる代理・媒介業務が口座開設手続き等に限定されるのであれば、国内銀行との資本関係に関わりなく、外国銀行がわが国に支店や現地法人を設置するのと同様の業務を行えるようになるとはいえないと考えられるため。 	都銀懇話会	金融庁	国内銀行が行うことができる親子・兄弟会社でない外国銀行に係る外国銀行代理業務は、外国において行う場合の代理・媒介に限られています。	銀行法施行規則第13条の2	対応不可	国内銀行が、外国銀行のために業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、我が国の顧客の利益の保護の確保を図る必要があることから、親子・兄弟会社でない外国銀行の業務の代理・媒介を国内において行うことは認められておりません。	したがって、提案に対応することは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129079	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	海外における銀行代理業務の委託に係る規制の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、当該委託先が子会社である銀行業を営む外国の会社である場合を除き、当局の認可が必要とされている(法8条第3項)。当該認可基準では、当該委託先の財務的基礎や業務遂行能力、社会的信用、他業の状況などについて審査することとされている(施行規則第10条第2項第2号)。また、審査にあたっては第34条の37各号(銀行代理業務の許可の審査)に掲げる事項に配慮するものとされている(施行規則第10条第3項)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法第2条第14項各号に掲げる行為(銀行代理業務)を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときの認可基準に関して、現地規制との重疊的な規制適用を回避する観点から、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外では、現地慣習等に則り、銀行代理業またはそれに類する法規制を制定している国が存在。当該国に営業を営む銀行(地場銀行および現地法人化した外国銀行等)は原則当該国の法規制に則り、銀行代理業務を行っている。一方で邦銀は、当該国の法規制に加え、本邦銀行法における銀行代理業務の要件を重疊的に遵守する必要があるため、受託銀行の合意を得ることができず、外国において銀行代理業務を行うことが困難な場合がある。 昨今、海外に進出する日系企業の顧客ニーズは多様化しており、従来の地場通貨のファンディングや資本関連の被仕向海外送金やグローバル商流に関する貿易関連決済のニーズのみならず、当該国の国内決済、特に日々の現金・小切手関連の入出金、国内為替、公共料金支払等の顧客ニーズが増加。一方で、各国の金融当局は、外国銀行に対し、一定の店舗規制を設けているケースが多く、目前での他店舗展開には限界があるため、十分な日常決済サービスを提供できていないのが現状。加えて、海外における邦銀のプレゼンス向上の観点から、各国の地場企業への取引拡大(特にコンベンショナル・トランザクション・バンキング)を図る際にも、当該国における日常決済の補填は必須。当該国の銀行および邦銀以外の外国銀行に対し、競争力のあるサービスを提供する観点からも、銀行代理業務に関して、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的に運用することが、邦銀の将来的・永続的な海外ビジネスの成長に必要。 我が国銀行法との重疊的な運用を回避するとともに、邦銀の他国銀行との連携を通じたグローバルな展開を後押しする観点から、わが国銀行法の適用に関しては、現地規制に則った弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化をお願いしたい。例えば、委託先が、銀行業を営む外国の会社である場合は、審査対象となる認可要件を簡略化して頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が銀行法第2条第14項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約の締結しようとするときは、銀行法第8条第3項の認可を受ける必要があります。	銀行法第8条第3項 銀行法施行規則第10条、第34条の37	対応不可	銀行が、外国において銀行法第2条第14号各号に掲げる行為(銀行代理業務)を委託する場合の認可においては、銀行の健全性確保の観点から、委託先が銀行代理業務を遂行する上で必要とされる財務的基礎、業務遂行能力等を有しているか審査基準に基づき審査することとされています。また、当該国と我が国の規制の趣旨を考慮する必要があります。したがって、その委託先が現地において銀行代理業務を営む認可を受けた外国の会社等である場合でも、そのことをもって審査基準を緩和することは困難です。	
281129080	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行代理業者に対する規制の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行代理業は一律規制のため、例えばフランチャイズ形式の大手コンビニエンスストアは銀行代理業への参入が困難となっており、銀行が異業種と連携したオープンイノベーションを進めづらい。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 異業種と連携した銀行のオープンイノベーションを促進する観点から、個々の銀行代理業規制の趣旨や必要性を踏まえつつ、リスクベースでの規制体系に改めるなど、銀行代理業者に対する規制の柔軟化を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の銀行代理業規制では、銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者の営業所ごとの配置や、専門部署の設置、銀行経験者の配置を含めた社内体制の整備、研修の受講、苦情対応など、厳しい規制が課されており、一般事業者が銀行代理業を営むことは容易ではない状況。 例えば、平成18年4月の銀行代理業制度導入以降、主要コンビニエンスストアが定款を変更して銀行代理業を事業目的に追加しているが、実際に銀行代理業を開始するには至っていないのが実情。 異業種と連携した銀行のオープンイノベーションを促進する観点から、個々の銀行代理業規制の趣旨や必要性を踏まえつつ、当該銀行代理業者が取り扱うサービスや商品の特性、代理業者の業態、規模等に応じたリスクベースでの規制体系に改めるなど、銀行代理業者に対する規制の柔軟化をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者に対しては、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために、銀行代理業に関する十分な知識を有するものの営業所ごとの配置などの各種体制整備が求められています。	銀行法第52条の38から第52条の61まで、銀行法施行規則第34条の32から第34条の37まで	検討に着手	銀行代理業者に対する規制のあり方については、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告」(平成28年12月27日公表)における報告を踏まえ、利用者保護を適切に確保しつつ、必要な対応を検討して参ります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
281129081	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 (要望1) ・銀行法では、「銀行による銀行代理業務」(法第52条の61第1項)と一般の「銀行代理業者」(法第2条15項)とで規制に差異が設けられているものの、施行規則では、銀行業と銀行代理業とで重複する規定が存在(銀行法施行規則第34条の45(預金等との誤認防止)、同規則第34条の47(個人顧客情報の取扱い)、同規則第34条の48(顧客情報の使用に係る書面による同意等の規制)等) (要望2、3) ・平成18年4月より導入された銀行代理業制度は、それまでの銀行代理店制度に係る要件を緩和し、一般事業者が銀行の代理店となることを広く認める制度となっている。 ・銀行代理業者は決済や貸付といった経済的に重要な機能の一部を担うため、適切な業務運営がなされない場合は顧客保護に問題が生ずるおそれもあることから、参入にあたっての許可制をはじめ、健全かつ適切な運営の確保など銀行に準ずる、または銀行と同様の対応を求められている。 (要望4) ・銀行法第52条の51・銀行法施行規則第34条の60では、銀行代理業を営む全ての営業所において、所属銀行の説明書類等の備え置きもしくは電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示し、公衆の閲覧に供することが求められている。しかしながら所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等の閲覧をする顧客はネットユーザーであることが通常であり、顧客自身でインターネットで説明書類等を容易に閲覧可能。 (要望5) ・銀行代理業者における特定預金等契約の法定書面(契約締結前・時交付書面)の交付は、所属銀行(委託元)と銀行代理業者(委託先)の双方で義務付けされている。 (銀行法52条の45の2、準用金商法第37条の3、準用金商法第37条の4)</p> <p>【具体的要望内容】 (要望1) ・銀行業が行う銀行代理業の行為規制において、銀行業と銀行代理業とに重複する規定については、二重規制とならないよう規制の適用関係の見直しを要望。 ※銀行法施行規則第34条の45(預金等との誤認防止)、同第34条の47(個人顧客情報の取扱い)、同第34条の48(顧客情報の使用に係る書面による同意等の規制)等 (要望2) ・銀行代理業者が銀行である場合については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業制度に係る帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成及び銀行代理業に関する報告書における銀行代理業の実施状況の報告 (要望3) ・銀行持株会社グループに属する銀行間における銀行代理業については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 (要望4) ・所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等を所属銀行のホームページに掲載すれば、銀行代理業を営む全ての営業所での所属銀行の説明書類等の備え置きを不要とする。また閲覧開始の届出も不要とするよう要望。 (要望5) ・特定預金等契約の法定書面の交付は、金融商品取引法の行為規制と平仄をとる形で、所属銀行又は銀行代理業者の何れか一方の交付で可とすることを要望。</p> <p>【要望理由】 (要望1) ・元々銀行として同一の規制に服しているも二重に適用される部分が存在するため、金融機関の実務負担に鑑みて、適用関係の見直しを要望するもの。 (要望2) ・銀行代理業を営むにあたっては、帳簿書類(契約の締結の媒介の内容を記録した書面)の作成が求められていることから、銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録をしている。 ・当該帳簿書類の作成にあたっては、銀行代理業のうち、代理については記録を求められておらず、媒介の内容のみの記録が求められているところ、当該部分に関しては銀行代理業の処理及び計算を明らかにするという目的を達するものと位置づけるのは難しいものとなっており、本書類作成のために銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録を作成する意義が乏しい。 ・また、銀行代理業者は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣府令に提出しなければならないが、当該報告書においては、銀行代理業の実施状況として、預金関係・貸出金関係・為替取引関係・手数料の状況を所属銀行ごとに件数や金額等を報告することとなっている。 ・銀行代理業制度の導入当初には当該制度の活用状況等を踏まえ、制度の適時適切な見直しを検討される余地があったものの、当該制度導入より8年を経過し、当該制度の活用状況は安定しているところである。 加えて、銀行が銀行代理業者を営む場合、当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないフィスクローチャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むよりも、経営の透明性は高いと考えられる。 (要望3) ・銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえで、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。殊に、銀行持株会社グループに属する銀行間において銀行代理業を営む場合、銀行持株会社が子銀行の(銀行代理業を含む)業務の健全かつ適切な運営の確保を求められていることを踏まえれば、当該銀行においては、銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置はすでに十分になされていると言え、改めて銀行代理業者として当該措置を求められることについては重複感がある。 (要望4) ・所属銀行がネット専業銀行の場合は、顧客保護を損なうことなく、金融機関の事務負担を軽減できるため。 (要望5) ・お客さまのニーズが多様化する中、銀行(もしくはグループ金融機関)が他の銀行の銀行代理業者となつてグループやエンティティの垣根を越えて連携し、それぞれの特色を生かした多様な金融サービスをお客さまに提供する動きが考えられる。 ・金融商品仲介業においては、法定書面の交付についていずれか一方の交付で可とされている(金融商品取引法に係る「パコメ結果NO.78、287頁)ところ、銀行法が特定預金等の取扱いについて金融商品取引法に準じた投資家保護ルールを定めた趣旨を踏まえれば、法定書面の交付義務についても、同法の行為規制と平仄をとる形とすることが適当と考えられるもの。</p>	都銀懇話会	金融庁	<p>(要望1) 銀行が他の銀行の銀行代理業者となる場合にも、銀行以外の銀行代理業者と同様に預金等との誤認防止措置などの規制が課されています。 (要望2) 銀行代理業者は、銀行代理業を営むにあたって、銀行代理業に係る帳簿書類の作成が求められています。 (要望3) 銀行持株会社傘下の子銀行間において銀行代理業を営む場合であっても、所属銀行となる子銀行に対しては、銀行代理業者となる子銀行に対する業務の適切性等を確保するための措置を講じることが求められています。 (要望4) 銀行代理業者は、銀行代理業を営む全ての営業所において、所属銀行の説明書類等の備え置きによる公衆への閲覧義務が課されています。 (要望5) 銀行代理業者が特定預金等契約に係る代理・媒介を行う場合、所属銀行及び銀行代理業者の双方に契約締結前交付書面等の交付義務が課されています。</p>	<p>(要望1) 銀行法施行規則第34条の45、47、48 (要望2) 銀行法施行規則第34条の58第3号、第34条の59 (要望3) 銀行法施行規則第34条の63 (要望4) 銀行法第52条の51、銀行法施行規則第34条の60第5項、銀行法施行規則第35条第4項第3号 (要望5) 銀行法第13条の4、第52条の45の2、第52条の61、銀行法施行規則第14条の11の27、銀行法施行規則第14条の11の28</p>	<p>検討に着手</p>	<p>銀行代理業者に対する規制のあり方については、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告(平成28年12月27日公表)における報告を踏まえ、利用者保護を適切に確保しつつ、必要な対応を検討して参ります。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129085	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定</p> <p>【具体的要望内容】 ・投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。</p> <p>【要望理由】 ・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、投信法が規定するインフラ資産は今なお限定的であり、投資法人の市場参加(インフラ市場拡大)の足枷となっていることから、東証の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等までの対象資産拡大が必要(道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等)。</p>	都銀懇話会	金融庁	投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー発電設備などが政令にて列挙されております。	投信法第2条、同法施行令第3条	検討を予定	投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を対象とすることについて一定の具体的なニーズが存在することを前提として、資産としての独立性・個性、投資適格性などを総合的に勘案していく必要があります。今次要望については、まずはどのような実態的なニーズが存在するのかについて、幅広い意見を聴取する必要があると考えております。	
281129086	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	営業時間に係る規制の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現行法上、営業時間について「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合」「当該営業所の顧客の利用を著しく損なわない場合」にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。</p> <p>【具体的要望内容】 ・顧客利便性を著しく損なわないことおよび店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、営業時間の柔軟化を図るべく、営業時間短縮を可能とする要件の一つである銀行法施行規則第16条第3項第1号(当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合)を廃止願いたい。</p> <p>【要望理由】 ・従来にはないネット銀行や、ネット支店等が顧客に浸透してきており、営業時間の概念が従来から変化している。また、今後FinTechの進展により従来型の店舗にとらわれないさまざまなチャネル展開が想定される。 ・加えて、顧客のライフスタイルや価値観は多様化しており、従来型の9～15時の画一的な営業時間では、勤務時間中に銀行を訪れることが困難な現役層のニーズに必ずしも応えきれない。 ・他方、銀行の人員にも限りがあるため、現行制度下において特段制約のない営業時間の延長のみにより顧客ニーズを満たすには限界がある。 ・多様化する顧客ニーズに対応すべく、「営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情」とらわれずに、例えば、9時から15時に相当する6時間以上の営業時間を確保しつつ、12時から18時、14時から20時の営業時間とする等、柔軟な営業形態を機動的に展開するため、銀行法施行規則第16条第3項第1号を廃止願いたい。</p>	都銀懇話会	金融庁	銀行の営業時間については、午前9時から午後3時までとなっています。ただし、当該営業所の設置場所の特殊事情等により、顧客の利便性を著しく損なわない場合には、当該営業所の店頭に変更後の営業時間や最寄りの営業所の所在地等を掲示することにより、営業時間を変更することができます。なお、営業時間の延長については、要件無く行うことができます。	銀行法第15条第2項、銀行法施行規則第16条	現行制度下で対応可能	銀行の営業時間については、営業所の設置場所等の特殊事情等により、当該営業所が法定された営業時間(以下「法定営業時間」という。)以外の時間を営業時間としても、顧客の利便性を著しく損なわない等、業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがない場合は、当該営業所の店頭に変更後の営業時間や最寄りの営業所の所在地等を掲示することにより、法定営業時間以外の時間を営業時間とすることができます。なお、平成28年9月23日に施行された「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により、従前、営業時間の変更が認められていなかった「当座預金業務を営んでいる」場合についても、営業時間の変更が可能となる改正を行っております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281129087	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	資金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定融資枠契約に関する法律(以下「特定融資枠法」)第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律(以下「出資法」)第5条の第4項の適用が除外される(一みなし利息等に含まれない)。 一方、特定融資枠契約上の貸主が資金業法第2条第2項に定める資金業者(以下「資金業者」)である場合は、資金業法第12条の第8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含められ、利息制限法第1条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定融資枠契約に基づき資金業者が受領する同法第2条に定める手数料(コミットメントフィー等)のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、資金業法第12条の第8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額としていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型チームローン(コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付)という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の寄与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料(以下、「コミットメントフィー等」)は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 しかし、融資枠法は利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され(同法第12条の第8第1項)、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が資金業法第12条の第8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止しているため、資金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型チームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は資金業法第12条の第8第2項に適用されることになっている。 シンジケート・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、資金業者(リース会社、証券会社等)も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から資金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケート方式のコミットメントライン取引又はコミット型チームローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削られることにもつながっている。 資金業法第12条の第8第2項は、「資金業者が利息以外の名目により高金利を受取することを防止する趣旨であるところ、資金業者が銀行等の組成するシンジケートの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合については銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該場合に限定すれば、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 また、特定融資枠契約では、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされたと考えられる。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 以上を勘案すると、資金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸出人として配分を受けるものについては、資金業法第12条の第8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額として頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	<p>資金業者は、利息制限法第1条に規定する金額を超える利息(みなし利息を含む。)の契約を締結してはならないとされており、資金業者が受領する特定融資枠契約に関する法律第2条に規定する手数料は、資金業法第12条の第8第2項に規定するみなし利息に該当します。</p>	<p>資金業法第12条の第8第2項は、資金業者が利息以外の様々な名目で金銭を受取り、上限金利規制の潜脱を図ることを防止することを目的としたものであり、その趣旨・目的に鑑み、特定融資枠契約に基づき資金業者が受領する手数料のうち、銀行等が組成するシンジケートの貸主として配分を受けるものについて、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額とすることは困難です。</p>	対応不可	
281129088	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資枠契約の範囲等の弾力化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定融資枠契約に関する法律(以下、適格借入人)は借り手の属性により限定されている。 特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている(当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 借手の属性に限らず、借手保護の必要性がないことが融資枠契約上明らかな場合について、本法の対象とする。それが困難な場合は、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。 本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> コミットメントライン契約は、借手の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大企業や一定のSPに限定されている。 その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン(開発・建設型ファイナンス)のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 また、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約は、現行法上、利息制限法の対象となるが、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされたと考える。したがって、上記措置が困難な場合には、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する(すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する)対価であることも整合的と考えられる。 また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点と同様であることから、この点を明確化する必要がある。 	都銀懇話会	金融庁 法務省	<p>特定融資枠契約に関する法律において借主の対象範囲は①大企業、②資本金が3億円を超える株式会社、③純資産額10億円を超える株式会社、④資産の流動化に促される合同会社等である場合に限定されています。</p>	<p>特定融資枠契約に関する法律の対象範囲については、平成23年の同法改正により、純資産額10億円超の株式会社や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大しており、更なる見直しには当該改正の効果を踏まえる必要があります。</p> <p>特定融資枠契約に関する法律の借主の対象範囲を拡大することは、貸主との関係において弱い立場にある企業が過度の負担を強いられる可能性があり、こうしたことを事後チェックにより防止することは難しいことから、慎重に検討する必要があります。</p> <p>なお、特定融資枠契約に係る契約変更手数料が、特定融資枠契約に関する法律の適用対象となるか否かについては、当該手数料の性質を勘案の上、個別に検討されるべきものと考えます。</p>	検討を予定	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129089	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制(注)が適用されている。 (注)貸金業法に基づく主な規制内容 貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸付債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。 契約書面の交付(貸付にかかる契約(含む変更契約)・保証契約締結後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制) 受取証書の交付(債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書(課税文書)を交付しなければならない規制) 債権証書の返還(完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸金業法第24条の規制の適用対象から、①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。 また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。 業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 また、貸出債権流動化市場の活性化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合には、通知を不要とすべき。 	都銀懇話会	金融庁	貸金業者が貸付に係る契約に基づく債権を他人に譲渡するにあたっては、その者に対し、当該債権に関してする行為について貸金業法の適用がある旨を通知しなければならないほか、譲受人も債務者に書面交付する必要があります。	貸金業法第24条第2項	検討を予定	貸金業法第24条第2項の規定により貸金業者から債権を譲り受けた者について準用される書面交付規制等は、債務者を保護するためのものであり、この趣旨を徹底する観点から、銀行等が貸金業者から譲り受けた債権及び預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社(貸金業者)が譲渡する債権について例外とすることは、慎重に検討する必要があります。	
281129090	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般投資家(以下、「アマ」)へ移行可能な特定投資家(以下、「プロ」と)の金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知(以下、「アマ成り告知」)が必要。 法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。 また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約(デリバティブ、有価証券、特定預金等)についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込を……受けた場合」(金融商品取引法第34条)に行う必要があり、金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。 ①アマへ移行可能なプロに対して、商品勧誘時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない」旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合。 ②アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、金融商品取引契約の申込みを特定投資家から受けた場合、当該申込みに係る金融商品取引契約と同じ金融商品取引契約の種類に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が「アマ成り」に係る申出ができる旨を告知しなければならないこととされています。	金融商品取引法第34条	対応不可	本規制は、投資者保護の観点から、特定投資家から一般投資家への移行によって、行為規制による保護を受ける機会を確保するために規定されているものであり、顧客が告知内容を適確に理解できるように行われる必要があります。過去に告知が行われながら、金融商品取引契約が不成立だった場合に、次の勧誘時に再告知を不要とすることは、契約に至った場合と比較して顧客が当該告知の内容を十分に認識・理解していない可能性もあることから、措置は困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類		対応の概要
281129091	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	外貨預金の 金商法適用 の廃止等	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金は特定預金等(銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号)に該当し、金融商品取引法(以下、「金商法」)が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の流動性外貨預金を金商法適用の対象外としていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。 	都銀懇話会	金融庁	銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号	銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号	対応不可	<p>外貨預金については、元本欠損が生じ得るものであることを踏まえ、当該商品の契約の締結には金融商品取引法を準用することにより、同法に規定する行為規制が課せられております。当該規制は顧客保護の観点から課せられているものであることから、法人の外貨預金についても、金融商品取引法の準用の対象外とすることは困難です。</p> <p>なお、一般投資家である法人が、準用される金融商品取引法第34条の申し出を行い、特定投資家に移行した場合には、一定の行為規制の適用について除外されます。</p>	
281129092	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	自己査定にお ける貸出条件 緩和と債権の 卒業基準の 緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「貸出条件緩和債権」の卒業基準については、主要行等向けの総合的な監督指針に、①「当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合」、②「当該債務者の債務者区分が正常先となった場合」、③「実現可能性の高い根本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」、④「債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の要素を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」と明記されている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態的に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないことが合理的に説明可能な場合として、「貸出条件緩和債権」の卒業基準に以下を追加する。 「正常な運転資金を超過した短期貸出の継続対応により「貸出条件緩和債権」と判定したが、その後の反復継続対応時に正常な運転資金の範囲内に収まっており、経営再建支援目的でないことが合理的に説明可能な場合」 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態的には経営再建支援目的に該当しなくなった場合でも、現行ルールでは不良債権として開示し続けなければならない。 ・再成長支援を行う中、本要望実現により貸出条件緩和債権の卒業基準が緩和されれば、従来、前向きなリファイナンス対応等が困難だった顧客に対して、成長支援が容易となる。 ・また、本要望が実現されれば、債務者の状況変化等をより精緻に反映した自己査定・信用リスク管理態勢の実施・構築が可能となる。 	都銀懇話会	金融庁	貸出条件緩和債権関係Q&A 問10、問22	貸出条件緩和債権関係Q&A 問10、問22	現行制度下で対応可能	<p>正常な運転資金を短期貸出にて反復継続している貸出金については、「貸出条件緩和債権関係Q&A各論」の問10において、「正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合にも、当該貸出金は基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しないこととなる。」とされているほか、卒業基準については問22において、「一旦、貸出条件緩和債権から卒業した場合には、再度、債務者の経営再建・支援を図ることを目的に、債務者に有利な取決めを行わなければ、貸出条件緩和債権には該当しない。」とされています。</p> <p>短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金については、継続の都度、その実態に応じて貸出条件緩和債権の該当の有無に係る判定を行うものであり、当該判定に際しては、「貸出条件緩和債権関係Q&A」の問10において、「正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合」には基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しないものとされており、したがって、上記により、ご提案のように反復継続対応時に正常な運転資金の範囲内に収まり経営再建・支援目的でないことが合理的に説明可能な場合には、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないものと考えます。</p>	
281129093	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	外国清算機 関における証 券決済に係 る免許取得 義務の例外規 定の創設	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行金商法は、証券清算機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け、平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。 ・現時点で上記免許を取得済の外国清算機関はなく、一部機関について金融庁告示(金融商品債務引受業者の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券決済を行う外国清算機関については、一定の要件の下、金融商品取引法上の金融商品債務引受業にかかわる免許取得が免除される枠組みを要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦金融機関にとって、米国債等の外国有価証券にかかわるレボ取引は、通常時だけでなく緊急時に本邦金融機関の観点から極めて重要な外貨調達手段となっている。特に、レレッジ比率規制等の国際規制強化を受け、レボ取引は清算機関を通じて行うことが法許グローバルスタンダードとなっていることから、外国清算機関を通じてレボ取引の体制整備が必要不可欠。 ・しかしながら、差金決済を原則とするデリバティブ取引と異なり、現物授受を前提とする証券決済は、証券発行国の証券決済システムとの接続が不可欠であるため、当該国(地域)の法令に基づき当該国(地域)内で完結することが一般的。この場合、証券決済を行う外国清算機関には、現地法令に加え本邦金商法を遵守するインセンティブはなく、現実に証券決済に関し金融商品債務引受業者の免許を取得している外国清算機関は存在しない。 ・この点、米英の外国清算機関については金融庁告示により免許取得が免除されているため、足許の問題は回避されているが、当該告示の期限が本年12月末日となっているため、年末越えとなるレボ取引の法的有効性や、翌年以降の取扱が不明確となっている。また、本告示では、米英以外で清算集中される債券(例えばフランス国債など)が全くカバーされていない等の問題もあり、このままでは緊急時の外貨流動性補完(HQLA)の資金化にも支障を来しかねない。 ・かかる状況を受け、本要望は、一定の要件(例えば、金商法と同等の外国法令に服し、且つ国外でのみ業務を行うこと等)を満たす外国清算機関については、金商法上の免許取得を恒久的に免除する枠組みを導入することで、本邦金融機関の外貨資金繰り上の懸念点の解消を求めるもの。 	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法は、外国の法人については、外国金融商品取引清算機関の免許を取得した者についてのみ、金融商品債務引受業を行うことを認めています。	金融商品取引法第2条第28項、同条第29項、第156条の20の2	金融商品取引法施行令第1条の18の2、第1条の19	対応不可	<p>外国清算機関に免許取得を求めている趣旨は、当該外国清算機関の不適切な業務によって、我が国の金融商品取引業者等、ひいては我が国の資本市場に重大な影響を生じさせることがないように、免許制度に基づき、当該外国清算機関に対し適切な規制・監督を行うというものです。</p> <p>したがって、外国清算機関の免許取得に係る恒久的な例外規定を設けることは適当ではないと考えられます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129094	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越(金商業等府令第149条の2)において、「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」「信用の供与が十万円を超えることならないこと」「累積投資契約に限定」と規制されている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記規制の撤廃。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本規制のそもそもの主旨は「過当投機の抑制や、過剰与信を防止して利用者保護を図ること」と理解している。 一方で、銀行の総合口座貸越は当該個人が保有する定期預金金額等の90%までとなっており、「貸付(信用の供与)」と表記するものの、性質的には「一時的な立替払い(本人の保有金融資産の中での払い出し)」に過ぎずバックファイナンスには該当しない。 平成21年に上記現状の通りに「規制緩和」されたものの、銀行にとって実務的には直接の規制緩和になっておらず、システム開発においても当該条件がネックとなり、投資するにも費用が嵩む状況。 顧客にとっても、「普通預金残高が不足している際には貸越機能を利用して支払う」という契約内容の中、わざわざ「但し、証券取引は除く」とすることへの理解が得られない。 	都銀懇話会	金融庁	<p>原則として、登録金融機関は、金融の貸付けその他信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等をする行為は禁止されていますが(金融商品取引法第44条の2第1号)、1月以内に返済を受ける貸付けであること、信用供与の額が10万円を超えることにならないこと、累積投資契約によるものであること等の要件を満たす場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないとして認められています(金融商品取引法等に関する内閣府令第149条の2)。</p>	金融商品取引法第44条の2第1号 金融商品取引法等に関する内閣府令第149条の2	対応不可	総合口座貸越は、定期預金金額等の範囲で行われるとしても、長期間の信用供与により借入利息が大きくなる等、利用者保護の観点から問題が生じるおそれがあり、ご提案の規制撤廃は困難です。	
281129095	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の銀行法の下では、銀行及び銀行持株会社のIFRS適用は不可 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行及び銀行持株会社が一般事業法人同様にIFRSの任意適用を検討できるよう、銀行法施行規則別紙株式の改定を要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2010年3月期よりIFRS任意適用が可能とされ、平成28年6月現在、IFRS適用済会社数75社、IFRS適用決定会社数39社の計114社が任意適用を実施。一方、銀行及び銀行持株会社では銀行法においてIFRSの任意適用が許容されていない。 実際のIFRSの任意適用にあたっては、各銀行グループにおいて任意適用による各種の銀行法の適用関係の影響調査が必要であるが、現状は、銀行法上任意適用のものが許容されていないため、制度の前提が確認できずそうした検討もできない状況であり、まずはIFRSの任意適用の許容と各種銀行法の規定との関係整理などの制度整備をお願い致したい。 	都銀懇話会	金融庁	<p>銀行法施行規則の別紙株式並びに自己資本比率規制をはじめとする銀行及び銀行持株会社に対する各種規制は、銀行及び銀行持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRS任意適用を前提としたものとはなっていません。</p>	銀行法施行規則別紙株式第5号、第5号の2、第11号、第12号等	検討を予定	銀行及び銀行持株会社がIFRSを任意適用した場合の開示・報告・各種規制について、必要な改正等の検討を行います。IFRS任意適用の促進に資するよう、これらの制度整備に向けて取り組んでまいります。	△
281129096	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	銀行単体に対する自己資本比率規制、開示規制の免除	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の銀行法の下では、すべての銀行に対して単体自己資本比率規制を課している。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連結財務諸表を作成している銀行又は連結財務諸表を作成する銀行持株会社の子銀行は単体の自己資本比率規制や開示規制を免除することを要望するもの。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> パーゼル規制の基本理念に基づけば、連結ベースが規制対象であり、(子)銀行単体に対しては規制を求めず、開示義務も課していない。一方、本邦においては、(子)銀行単体についても規制及び開示義務が課されており、諸外国対比負担が大きい。 グローバルに活動する金融グループを巡る国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体としての健全性を、持株会社の所在する母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れもあるなか、改めて我が国における健全性規制の在り方について再検討を要望するもの。 IFRSの任意適用の検討にあたって、会計基準間差異があり、時価の範囲等が異なる財務諸表に基づき、規制されることにより、連結と単体で二重に異なる規制が入り、行内管理が複雑化することに加え、リスクアセットを二重に計算する必要があり、IFRSの任意適用検討開始の阻害要因となっている。 	都銀懇話会	金融庁	<p>持株・連結・単体すべての段階で、自己資本比率規制及び開示規制を課しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)等 銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成26年金融庁告示第7号)等 	検討に着手	自己資本比率規制については、銀行のリスクに応じた自己資本の最低基準を定める目的から、引き続き、単体の自己資本比率規制は重要と考えます。また、開示規制については、情報開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めるという趣旨を踏まえ、平成30年3月から実施予定の国際合意を踏まえた改正の際に、主要項目以外の項目については、単体での開示を緩和する方向で検討します。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討する事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129097	28年11月29日	28年12月19日	29年1月31日	貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 【制度の現状(現行規制の概要等)】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット(以下、RWA)額の算定にあたって、マチュリティは算式の構成要素 ・原則、一年に満たない取引は一年として計測する規定となっているものの、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務等については、例外として上述の一年の下限(以下、フロア)を適用しないもの ・フロアの適用外となる取引が貿易関連偶発債務(LC発行、LCコンファメーション)に限定されており、LCフォワーディングはじめ、その他のLC関連取引については一年未満の取引についても一年として測定 【具体的要望内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・上記の「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」を「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」に改定し、偶発債務に限定しない内容に変更 【要望理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・本邦規制とバーゼル銀行監督委員会の見解が異なり、邦銀は(欧米を中心とする)外国銀行対比過大なRWAを計測している可能性があるため 	都銀懇話会	金融庁	現行の告示では、RWA計算にあたり、マチュリティには原則として1年のフロアが適用されます。ただし、例外規定が158条3項に設けられており、貿易関連与信においては、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」(※)が当該フロアの適用対象外とされています。 ※「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」とは、「給付により担保された商業信用状の発行又は確認によるもの」を指す旨、告示78条に規定されています。	金融庁告示第19号 第158条3項の三	検討を予定	現在、信用リスクに関して、パーゼル規制自体の見直しが国際的に行われているため、今後公表される最終合意及び貿易関連取引の実態を踏まえ、検討します。	△
281129099	28年11月29日	29年1月16日	29年3月15日	外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 【制度の現状(現行規制の概要等)】 <ul style="list-style-type: none"> ・社債、株式等の振替に関する法律(社振法)及び関連省令に基づき、海外金融機関等が海外投資家の対日投資に係る業を行う際に、金融庁、日本銀行、証券保管振替機構から取扱う内容に応じて承認を取得する必要がある。 【具体的要望内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・海外投資家の対日投資促進の観点から、ウェブサイトにおける情報公開、提出書類の整理など、上記資格制度に係る手続きの負担軽減についてご検討頂きたい。 【要望理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・海外投資家の対日投資に係る制度を簡素化することにより環境を整備し、海外投資家の対日投資を促進させる。 	都銀懇話会	金融庁 法務省 財務省	外国の金融機関等が、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく本邦の振替機関の振替制度に参加して、当該外国で有価証券の管理業務を行うためには、主務大臣から外国口座管理機関としての指定を受ける必要があり、当該指定を受けるための申請手続き等が「口座管理機関に関する命令」で定められています。主務大臣は、申請者である外国の金融機関等が、当該外国で有価証券の管理業務を行うための免許等を受けていること等を確認した上で、外国口座管理機関の指定を行います。 加えて、外国口座管理機関が各振替機関の振替制度に参加するためには、取り扱う有価証券に応じて(国債については日本銀行、その他の有価証券については証券保管振替機構)、別途、各振替機関から参加の承認を受ける必要があり、当該承認を受けるための申請手続き等が各振替機関の業務規程等で定められています。各振替機関は、申請者である外国口座管理機関が当該振替制度の円滑な運営に支障を来すおそれがないこと等を確認した上で、承認を行います。	社債、株式等の振替に関する法律第44条第1項第13号、口座管理機関に関する命令第4条～第7条等	検討に着手	外国口座管理機関の申請手続き等については、振替制度の適切な確保や利用者保護に留意しつつ、ウェブサイトにおける情報公開や提出書類の整理など、手続きの負担軽減に係る検討を行います。	△
281129100	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 【制度の現状(現行規制の概要等)】 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超(銀行持株会社においては15%超)の保有が禁止されているが、いずれも発行体による自己株式取得等により議決権保有割合が5%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。 ・然し乍ら、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出、解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。 ・なお、独占禁止法第11条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%を超えて保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。 【具体的要望内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止頂きたい。 【要望理由】 <ul style="list-style-type: none"> ・実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは対応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出をする事務負担は小さくないため。 	都銀懇話会	金融庁	銀行又は銀行持株会社が子会社対象会社以外の会社の議決権を5%超(銀行持株会社においては15%超)取得することはできません。他方、銀行又は銀行持株会社が当該議決権をすでに取得しており、相手会社が、自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社の議決権が5%を超過した場合、内閣総理大臣の承認を受けることにより、1年を超えて取得することは可能です。他方、相手企業が自己株式を取得したことにより、銀行又は銀行持株会社の当該会社に対する議決権が5%を超過した場合には、その段階で内閣総理大臣への届出が必要です。	銀行法第13条の3第2項、第52条の24第2項 銀行法施行規則第17条の4第1項第6号、第34条の20第1項第8号、第35条第1項第11号、第3項第7号	対応不可	やむを得ない事由による議決権5%の超過、解消という事由が生じた旨は、監督上把握する必要がありますが、これらは、届出がなければ、当局において確実に把握することはできません。このため、やむを得ない事由により議決権5%を超過した場合、解消した場合の届出について廃止することは困難です。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案に関する事項については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	
281129101	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律において、銀行(銀行持株会社)は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して※1、資本(Tier1)※2の範囲内に収めなくてはならないと定められている。 銀行(銀行持株会社)は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同行へ報告している。 ※1:証券会社等(特定子会社)の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。 ※2:Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「決算状況表」の「5.株式等保有状況」作成にあたり、使用する株式等の保有残高及びTier1について、有価証券報告書にて開示されている計数を使用することにつき許容頂きたい。 株式等の保有残高 → 有価証券報告書に記載されている「その他有価証券」のうち、公開企業のみ計数 Tier1 → 有価証券報告書に記載されている「連結におけるTier1資本の額」 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 分子となる保有株式残高並びに分母となるTier1は別途、内閣府令、金融庁告示に定められている調整を行う必要があることから、業計並びにデータ収集にあたり、相応に高い業務負荷が発生。 	都銀懇話会	金融庁	銀行等については、子会社・関連会社分を合算して、保有する株式等の残高が自己資本相当額を超えないようにする必要があります。両者の合算にあたっては、いずれも有価証券報告書に記載するものと異なる方法(証券会社等(特定子会社)の保有分を含めず、関連会社分については持分比率相当分を乗じて計算)によることとされ、「連結決算状況表」に記載し、年一回提出することとされています。	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第3条 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第4条、第5条 平成14年金融庁告示第14号	対応不可	銀行等の株式等の保有制限は、子会社・関連会社も含めたグループベースで課されているところです。ご提案の方法によった場合、こうしたグループベースでの株式等の保有状況について、当局としてこれを把握することが困難となるため、見直しは実施困難です。
281129103	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社(以下、「SPC」)については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。 銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法(以下「法」)53条1項9号、銀行法施行規則(以下「施行規則」)35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。 ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズ・レングス・ルール(法13条の2、施行令4条の2第1項)、連結大口信用供与規制(法13条2項、施行規則14条の4)などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。 そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することとなるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主眼は、子法人等及び関連法人等が営む業務に関する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。 これは、主要行向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)V-3-3(注1)において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定義若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることも整合的である。 現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。 銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている(法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ(法16条の2第4項、53条1項2号))。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度(一定の場合は事前届出)に基づきその業務内容等が十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。 そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが銀行本体に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。 以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでは「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことにより実施可能と考えられる。 	都銀懇話会	金融庁	銀行が特殊関係者を新たに有することになった場合には届出の届出が必要である。	銀行法施行規則第35条第1項第14号から第16号まで	対応不可	SPCの事業目的については、届出において確認する必要があるが、また、銀行の子会社が設立するSPCであっても、アームズ・レングス・ルール等の規定の対象としている以上、当局として把握する必要があるため、届出範囲の見直しは困難です。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281129104	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約代理業に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ」と定められている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと考ええる。 	都銀懇話会	金融庁	登録申請事項(商号、役員の氏名、営業所の所在地等)に変更があった場合は、2週間以内に届け出る必要があります。	・信託業法第71条第1項	その他	登録申請事項は、顧客保護や行政上の適切な監督を担保する観点から正確な情報を速やかに提供する必要があり、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法は困難です。しかしながら、登録申請事項に変更があった場合の届出期限については、平成28年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、変更届出事由発生後、2週間以内とされていたものを30日に延長する改正を実施しております。なお、当該改正法については、公布日から1年以内に施行することとされています。	
281129105	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	銀行代理業者の子法人等に関する変更届出書に関する規制緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて ①商号・社名、②主たる営業所又は事務所の所在地、③代表者の氏名又は名称、④業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する(「子法人等に係る変更届出書」として報告)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定 ・財務省関東財務局への報告期限の延長(報告期限の1ヶ月間等への変更) <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならぬか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならぬか等についての確認に供される。 ・具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業者の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。 ・この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人等の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される(銀行代理業者による①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される)。 ・関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が選次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告・集計・確認等に相応の時間・負荷を要している。 ・銀行代理業者における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行・銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。 ・従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業者の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定(一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等)、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いしたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	①検討に着手 ②対応	①銀行代理業者に対する規制のあり方については、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告」(平成28年12月27日公表)における報告を踏まえ、利用者保護を適切に確保しつつ、必要な対応を検討して参ります。 ②銀行代理業者の変更届出書の届出期限については、平成28年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、変更届出事由発生後、2週間以内とされていたものを30日に延長する改正を実施しております。なお、当該改正法については、公布日から1年以内に施行することとされています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281129106	28年11月29日	28年12月19日	29年3月15日	銀行(銀行持株会社)の取締役の兼職認可の緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている(銀行法第7条)。 内閣総理大臣は、認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている(銀行法第52条の19)。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合には、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したと看做すものとして頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。(銀行法第52条の21) このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の業務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を満たしていると考えられる。(換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。(尚、就任に際しては届出が実施されている。)) 上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、子銀行の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。 グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行(銀行持株会社)においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用が妨げられる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。 	都銀懇話会	金融庁	銀行(銀行持株会社)の常務に従事する取締役が、他の会社の常務に従事する場合には、銀行法第7条第1項(銀行持株会社の場合、銀行法第52条の19第1項)の認可を受ける必要があります。	銀行法第7条第1項、第52条の19第1項	対応不可	銀行及び銀行持株会社の取締役の兼職制限については、取締役の兼職により銀行の業務の健全かつ適切な運営の妨げになるかどうかの観点から、個別認可によってのみ解除されることとなっています。このことは、当該会社が銀行の子会社等である場合においても同様であるため、兼職制限の緩和は困難です。	
281129107	28年11月29日	28年12月19日	29年2月15日	アームズ・レングス・ルール検証態勢の柔軟化	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行法施行規則第14条の10、11、監督指針V-2(1)において「銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。」等のグループ内取引の検証が求められている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢の柔軟化を要望するもの。 例えば、銀行法施行規則もしくは監督指針V-2(1)において、「銀行経営の健全性に影響のある事案について検証が行われていること」などの書き振りにして頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法上、アームズ・レングス・ルールの対象となるグループ内取引については、非常に軽微・少額な取引であつて全件確認・検証する態勢の整備、構築が求められており、管理負担が非常に大きくなっているほか、重要度の高い案件に重点的に経営資源を投入する等の対応が困難になっている。 本件規制は銀行の健全性維持を目的としたものであり、その規制対象は健全性に影響のないような軽微・少額の取引等まで須らく規制をかける必要は乏しいと考えられる。 確認・検証対象を、経営に影響を与える事案に限定する等、重要な取引について集中的に経営資源を投入して確認・検証する管理態勢を可能として頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁	銀行は、その特定関係者(当該銀行を子会社とする銀行持株会社、銀行の子会社、主要株主等)又はその特定関係者の顧客との間の取引において、以下の取引又は行為をしてはならないとされています。 ・当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常の条件に照らして当該銀行に不利益を与えるもの ・当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの	銀行法第13条の2、銀行法施行規則第14条の10及び第14条の11、監督指針V-2(1)	検討を予定	アームズ・レングス・ルールは、銀行と銀行グループ内会社等との利益相反取引を通じて銀行経営の健全性が損なわれることを防止するための規定です。アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢については、銀行グループにおける取引の機動的性の確保、銀行経営の健全性が損なわれることの防止等の観点を踏まえ、検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281129108	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 2月15日	投資型クラウド ファンディング出 資金保全信託に 係る受益者 の取引時 確認義務の 緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業者による取引時確認義務を、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項にて限定列挙される取引については、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として、除外。 ・店頭FX取引に係る顧客区分管理信託(金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条の二第二項)の受益者との間の法律関係の成立取引等は上記にて列挙されている一方、投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託(金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2)の受益者との間の法律関係の成立取引については、上記にて列挙されていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託(金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2)の受益者との間の法律関係の成立取引について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第4条第1項にて限定列挙される取引に、追加して頂きたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託の受益者(投資家)については、投資型クラウドファンディング取引の性質上、非常に多数に亘る。投資型クラウドファンディング業者に信用事由が発生した場合等に、受託者は受益者に対して信託財産を返還する必要があるが、その際、受託者が多数の各受益者との取引時確認を実施する必要があり、事務負担が非常に大きい。結果的に、当該信託の信託報酬等について相応の負担を委託者(投資型クラウドファンディング業者)に求める必要あり。 ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託における受益者(投資家)については、投資型クラウドファンディング業者における資金の預け入れや受託者における信託取引を行う前に、投資型クラウドファンディング業者において犯収法上の取引時確認や疑わしい取引の届出等の対応を実施しているため、信託財産の返還時まで、二重に犯収法の取引時確認を行う必要性が乏しいと考えられる。 	都銀懇 話会	警察庁 金融庁	金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2ロに掲げる信託の契約の締結や信託の受益者との間の法律関係の成立については、犯罪収益移転防止法施行規則第4条第1項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、特定事業者は、当該信託の委託者(投資型クラウドファンディング事業者)及び受益者について、取引時確認を行わなければならない。	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第4条第1項	検討を予定	金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2ロに掲げる信託に係る特定事業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や金融商品取引法の制度趣旨を踏まえながら、検討を行う必要があります。	
281130001	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	同一人と信 規制の対象 である「保証」 の定義につ いての緩和 と要望	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>同一人と信規制(※)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」から「保険子会社の債務を対象とする保証契約」は除外することを要望する。 (※) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口と信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人と信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況も踏まえ、保険子会社への「債務の保証」については、「株式の取得」と同様に、除外されることを要望するもの。 	(一社)日 本損害 保険協 会	金融庁	保険会社の同一人に対する債務の保証の額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第2項、同法施行規則第48条の3第1項第1号ニ、第2項第1号イ	検討を予定	保険会社の同一人と信規制の対象から子会社である保険会社等の債務の保証を除外することについては、制度の運用の状況を考慮しつつ、検討する必要があります。	
281130002	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	保険募集に 係る説明書 等の保証約 者等への電 磁的提供方 法の多様化	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められるところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>業界として改正法を踏まえた実務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考えられる。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ること、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供を行うことができるようになる。</p>	(一社)日 本損害 保険協 会	金融庁	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。	保険業法施行規則第227条の2第2項	検討を予定	保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281130005	28年11月30日	28年12月19日	29年1月31日	外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】 保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする際に、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の外国の会社が存在している場合、当該子会社等について一定期間内に売却による処分等を求められる。この外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 保険業を行う外国の会社等が保険会社の関連法人等に過ぎない場合、子会社や子法人等である場合と異なり、その傘下の子会社対象会社以外の外国の会社を、当該保険会社の意向に沿って処分する、または事業の見直しを行わせるに足る「支配」の関係がない。こうした制約から、保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする場合は、買取時点において、子会社や子法人等とするよりも厳しい交渉を余儀なくされるケースが生じている。 本規制の遵守を確保するために保険会社がとり得る手段は、事実上、(1)保険業を行う外国の会社等に対する投資(または投資案件)自体から撤退すること、これと反対に、(2)保険業を行う外国の会社等やその傘下の子会社対象会社以外の外国の会社の意思決定機関を支配すること、この二つに限られる。関連法人等としては保有でせず、案件からの撤退や相対的に大きな投資リスクを抱える判断を模索せざるを得ないという状況は不合理である。関連法人等は子会社や子法人等に比して保険会社への事業リスクの波及が限定的と考えられることから、外国の会社を関連法人等とするケースについては本規制の対象外とすることを希望する。</p>	(一社)日本損害保険協会	金融庁	保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があることとされています(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1))。 保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能ですが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等となくなるよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する必要があることとされています。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(5))。	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1)(5)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等を踏まえながら、検討を行います。	
281130019	28年11月30日	28年12月19日	29年2月15日	保険商品の銀行窓における中小企業従業員規制の撤廃	<p>在日米商工会議所(ACCJ)は、規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。</p> <p>消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。</p> <p>現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特別地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するにあたり、いくつかの制限が課されています。これらの制限が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするというものと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっているので撤廃すべきです。</p> <p>ACCJは、平成26年および平成27年の規制改革ホットライン集中受付においても、今回と同様の提案を行っていますが、所管官庁からはいずれも「銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしていきます」といった回答がなされ、具体的な見直し時期は示されませんでした。所管省庁として、いつどのような「実態把握」を行い、どのように評価したため、現状は「見直しの必要が生じていない」としているのか公表すべきです。</p> <p>また、具体的な見直し時期を示すことができないのであれば、どのような条件を満たせば「見直しの必要が生じた場合」に該当するのか、具体的に示すべきであると考えます。</p>	在日米商工会議所(ACCJ)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分籍規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項(提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281130023	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	銀行等による 保険募集に 係る弊害防止 措置の維持 および実効性 確保	<提案内容> ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 <提案理由> ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘密性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいため、弊害事例が増大化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成24年4月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイムラグ規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 ・弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 ・銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281130024	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	生命保険募集 における従 業員等の保 護等に係る ルールの維 持および実効 性確保	<提案内容> ・法人である生命保険募集人等(以下「法人生保代理店等」)による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。 <提案理由> ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等(法人代理店が密接な関係を有する法人を含む)の役員・使用人に対する保険募集行為をその他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じても事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が増大する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していることを踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号同法施行規則第234条第1項第2号平成10年大蔵省告示第238号保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
281130025	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	外国の関連 法人等に係る 子会社等業 務範囲規制 の緩和	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。 ・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる(監督指針Ⅲ-2-2-4(1)(5))。 ・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがある。 ・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があります(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1))。 保険会社が、保険業を行う外国の会社等を子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能ですが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等となくならないよう所要の措置を講ずる必要があることに留意する必要がありますこととされています。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(5))。	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1)(5)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等を踏まえながら、検討を行います。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281130026	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 1月31日	保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化	<p>・現行の法令等においては保険会社単体を前提とした内部監査・コンプライアンス等の体制整備に係る規定が定められており、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことの可否が必ずしも明確でない。</p> <p>・この点、保険持株会社は、子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に行う主体として認可されており(保険業法第271条の19)、また、仮に内部監査等を含む法令遵守態勢などに不備がある場合、子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険持株会社に対し報告徴求・立入検査・業務改善命令等の監督措置が可能となっていること(保険業法第271条の27、28、29)や、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められていること(会社法第362条)からすれば、保険グループ全体で一元的な内部管理体制を構築することには合理性があると考えられる。</p> <p>・については、例えば「保険会社向けの総合的な監督指針」や「金融コンゴロマリット監督指針」にて、「保険持株会社がグループ内会社の法令等遵守態勢の役割・機能の一部を担う場合には、法令等遵守に係るグループの基本方針において両者の役割・機能の分担を明確にし、その役割・機能に沿った態勢整備を行う必要がある」といった規定を設けるなど、グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、グループ子会社の内部管理機能を担うことが可能であることを明確化いただきたい。</p>	(一社)生命保険協会	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています(保険業法第271条の21第1項)。	保険業法第271条の21 金融コンゴロマリット監督指針Ⅱ-3-1(1)	現行制度下で対応可能	保険持株会社はグループ子会社の一定の内部管理機能を担うことが可能であり、その具体的な業務の一つとして、例えば、グループ子会社の内部監査やグループ子会社に対するコンプライアンス研修、保険販売資料の法令に係る審査等を実施することは、保険業法第271条の21第1項に規定する「経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に該当するものと考えられます。	
281130027	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	<p>・保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、また電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などが列挙されている(施行規則第14条の10)。</p> <p>・これに対し、銀行法では、商品情報について例外なく預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている(銀行法施行規則第13条の3)。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められた上(金融商品取引法第34条の2第4項)、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法が許容されている(金融商品取引業者等に関する内閣府令第16条)。</p> <p>・以上を踏まえ、保険契約者等の選択該拡大の観点からも、保険募集時に電磁的方法での提供が認められていない一部の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図つた上で、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。</p> <p>・これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。</p>	(一社)生命保険協会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法による提供がとされています。	保険業法施行規則第11条第1項 第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項	検討を予定	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による提供を可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	
281130054	28年 11月30日	28年 12月19日	29年 2月15日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	<p>・保険会社グループが国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。同様の考え方下、銀行法においては、2016年5月に成立した改正銀行法において、銀行持株会社への共通・重複業務の集約や、グループ傘下子会社への共通・重複業務の集約に際する委託先管理業務について銀行持株会社への一元化が認められることとなったが、柔軟かつ効率的な業務運営の実現の必要性は、保険会社と銀行で変わるものではないと考えられる。</p> <p>・この点、現行法の下では、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られている(保険業法第271条の21第1項)。したがって、保険持株会社は、内部監査・コンプライアンス等の内部管理に係る業務を行うことは可能と思われるものの、子会社が有する業務の執行を担うことは認められていない。また、グループ傘下の特定の子会社に一定の業務を集約することは可能であるものの、業務の委託元である保険会社は、委託先を管理する義務が課されている(保険業法第100条の2)。したがって、複数の保険会社が特定の子会社に業務委託を行う場合、グループ内の特定の子会社に対する委託先管理を重複して行うこととなる。</p> <p>・については、改正銀行法と同様、グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的一元的な業務執行を可能といただきたい。また、グループ内における委託先の管理について、グループ全体の経営管理を担う保険持株会社による一元的な管理を可能とさせていただきたい。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理や委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと思料する。</p> <p>(共通・重複業務の例) 1. 契約書審査・法令改正対応等の法務業務、2. 社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務、3. 保険募集代理店の管理業務、4. 資産運用業務 等</p>	第一生命保険株式会社	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています。また保険会社は、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講じなければならないとされています。	保険業法第271条の21第1項	対応不可	グループ内に共通・重複している業務を保険持株会社に集約することについては、そのニーズを見極めることに加え、保険会社全体の経営管理のあり方やグループのあり方も総合的に考慮に入れつつ、検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於ける提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281130055	28年11月30日	28年12月19日	29年2月15日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれがない場合(保険業法第275条)」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立つて弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る3年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際でも、モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全である」とは言い難い状況(平成23年9月、コメントに対する金融庁の考え方)」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先取先規制 ・タイミング規制 ・担当区分規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281130056	28年11月30日	28年12月19日	29年2月15日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	
281130078	28年11月30日	28年12月19日	29年2月15日	クラウド化/ビッグデータ時代に適応した、金商法帳簿書類「発注伝票」「運用明細書」の要件緩和	■概要■ 資産運用会社は、「金融商品取引法第四十六条の二」を根拠として、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により各種帳簿の作成が義務付けられているが、このうち同令第七十一条「発注伝票」及び同令第七十条「運用明細書」について、海外の諸規制機関の要請とのバランスや今日の技術進展を背景とした緩和を要望します。 ■緩和の方向性の提案■ ▼発注伝票 あたかも1枚の帳票として出力することを想定した内閣府令を見直し、複数データソースの情報を、必要に応じて個別により出せる仕組みを担保すればよいものとする。つまり、第七十一条の四「日付順に繰り込む」、同条の五「一覧表により表示」等を削除 ▼運用明細書 これは発注伝票と内容が重複する部分があっても、同令第七十条2「運用資産ごと」に作成」の規定があるため、発注伝票と兼ねることができない。よって、この規定を削除。 ▼共通 日時の記載は、タイムゾーンを指定すれば日本標準時以外でも可能とする。 ■要望の背景■ 運用の証跡の記録は当然ですが、発注伝票や運用明細書のような出力方法や綴り方法で詳細に定めた規制は国際的に例がありません。よって、同じ日本の金融商品取引でも、海外資産運用業者に比べ国内業者に重い負担となっています。例えば、 * 海外製受発注/執行管理システムの導入には帳票設計が必須となり、導入が遅れる、または導入を断念する。 * 新たな金融商品取引するにあつては、帳票設計が必須となり、取引開始が遅れる、又は取引機会を逸する。 * 残念ながら帳票作成も無欠陥ではないため、度々問題が見つかったは過去数年分の帳票を入手で修正する事態が発生。 ■緩和要望の背景となる技術状況■ 今日、運用業務は複数のシステムを用いることが一般的であり、データも社内外のサーバー(クラウド)に分散しています。あえて帳票という形で統合せずとも、必要に応じて個々のデータソースから情報を取得することができれば帳票の趣旨とは遠く無いと考えます。 また、ビッグデータ技術の進展により、形式を問わず大量データの検索が容易になりました。冒頭にあげたような緩和が実現されれば、例えば「電子メールで取引があった場合は、それらのメールを所定の場所に保存」するだけで発注伝票/運用明細書とすることも可能になり、負担は格段に減ります。以上。	個人	金融庁	・発注伝票について 電磁的記録による作成・保存が可能であり、電磁的記録による保存の場合にはつづり込むことは想定されません(金融商品取引業等に関する内閣府令第171条2項)。 また、電磁的記録により作成されている事項の表示・出力方法については、一覧表によることは可能ですが、義務ではありません(同条第3項)。 ・運用明細書について 監督指針において、記載事項がすべて記載されている場合には、一の帳簿書類が合理的な範囲において、他の帳簿を兼ねることができると規定されております(金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3)。 ・日時について 日本標準時とする規制はありません。	金融商品取引法第47条、金融商品取引業等に関する内閣府令第181条、157条1項17号、170条、171条 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3	現行制度下で対応可能	左記のとおり、ご提案については現行制度上対応可能であり、措置は不要と考えられます。なお、運用にあたって、法令、監督指針の要件を満たす必要があることにご留意下さい。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ等）において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号（◎、○、△）については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等（本会議で取り扱うこととされている事項）に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要（「◎」に該当するものを除く）と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281201002	28年12月1日	29年1月16日	29年3月15日	有価証券届出書又は臨時報告書による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しに関する空売り規制の適用	<p>（提案の具体的内容） 有価証券届出書又は臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しについて、金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第26条の6に基づく空売り規制（以下「本規制」という。）の適用対象として頂きたい。 なお、M&Aにおける相対取引での株式の譲渡が金融商品取引法上の売出しに該当し有価証券通知書を提出する場合であつて、かつ、金融商品取引業者等が売出しの取扱いを行う形で当該取引に關与する場合には、上記の適用例外として頂きたい。</p> <p>（提案理由） 現行法令上、有価証券通知書を提出して行く既開示有価証券の売出しなど、有価証券届出書等による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出し（他の募集又は売出しと併せて一連のものとして有価証券届出書等による公衆縦覧に供される売出しを除く。以下同じ。）に対して、本規制は適用されない（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の5に定める価格未決定期間が存在せず。令第26条の6及び金融商品取引業者等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第123条第1項第26号が適用されない。）。 しかし、有価証券届出書等による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しであっても、適時開示等を通じてそのローンチを知った投資家が、ローンチから条件決定日までの価格未決定期間に空売りをを行い、当該売出しにより取得する株式で株株の決済を行うことにより、市場への一方的な価格下落圧力が加わり、市場の需給を崩し、公正な価格形成を定めるおそれが実務上存在する。そのため、当該売出しであっても本規制を適用する必要がある。 また、当該売出しを本規制の対象とした場合において、金融商品取引業者等が、業府令第123条第1項第26号に規定する通知を顧客に対して行うことで、有価証券届出書等による公衆縦覧に供される募集又は売出しの場合と同様に、規制の実効性の確保を図ることも可能である。 なお、M&Aにおける相対取引での株式の譲渡が金融商品取引法上の売出しに該当し有価証券通知書を提出する場合であつて、かつ、金融商品取引業者等が売出しの取扱いを行う形で当該取引に關与する場合には、当該金融商品取引業者等が業府令第123条第1項第26号に規定する通知を顧客に対して行うことに実務上支障が生じる場合がありうるため、適用例外として頂きたい。</p>	民間企業	金融庁	<p>公募増資に係る空売り規制において規制対象となる空売り期間は、有価証券届出書及び臨時報告書の公衆縦覧開始日までの期間となっており、有価証券届出書及び臨時報告書が提出されない募集又は売出しについては、当該規制対象外となります。 また、当該空売り規制の対象となる公募増資については、募集又は売出しの取扱いを行う金融商品取引業者等に対し、当該空売り規制に違反する有価証券の借入れの決済を行うことができない旨等を書面等により顧客へ適切に通知することを義務付けております。</p>	金融商品取引法第162条1項1号 金融商品取引法施行令第26条の6第1項 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の5 金融商品取引業者等に関する内閣府令第123条1項26号	検討を予定	<p>金融商品取引法施行令第26条の6の公募増資に係る空売り規制は、上場会社による公募増資において、増資公表後に株価が大幅に下落する事例が発生したことを受け、その要因の一つであった。増資公表後、新株の発行価格決定までの間に空売りをを行った上で、低い発行価格で新株を取得する、という新株の発行価格を定める取引を禁止するものです。 有価証券届出書及び臨時報告書が提出されない募集又は売出しを上記空売り規制の対象とすることについては、市場の取引等の実態に照らし、当該取引が市場の公正な価格形成に与える影響などを踏まえつつ、その是非を検討してまいります。 また、金融商品取引業者等に関する内閣府令第123条1項26号は、当該空売り規制の実効性等の観点から、顧客への通知を義務付けているものであり、これに係る適用例外については、慎重な対応が必要とされます。</p>	
281201003	28年12月1日	29年1月16日	29年3月15日	売出人と売出しを行う金融商品取引業者が同一の場合における、引受けを前提とした法令の適用について	<p>（提案の具体的内容） 金融商品取引法施行令第1条の7第3号イ～ホに該当しない者（以下「当初売却人」という）から、金融商品取引業者（以下「金業者」という）が株式を取得し、当該金業者を売出人として当該金業者単独で買取引受けとして売出しを行いたい場合、売出人と売出しを行う金業者が同一となるが、金融商品取引法第21条第4項に定める「元引受契約」に類する書面を作成すれば、売出人かつ売出しを行う当該金業者は金融商品取引法第21条第4項に定める「元引受契約を締結した金業者」及び金融商品取引法第2条第6項に定める「引受人」に該当し、金融商品取引法第2条第8項第6号に定める「有価証券の引受け」にも該当することを認めて頂きたい。</p> <p>（提案理由） 当初売却人による株式の売却は、売出しに該当しないため、金業者による買取引受けによる売出しによって売却を行いたい場合には、当初売却人より金業者が一息株式を取得した上で、当該金業者が売出人となって売出しを行う必要がある。但し、当該売出しを当初売却人から株式を取得した金業者単独で行う場合は、売出人と売出しを行う金業者が同一となり、売出人から取得する行為がないため、当該金業者は引受人とはならない（なお、当初売却人から取得する行為をもって引受けと整理できるかは明確ではない（困難である））。 当該金業者が引受人に該当しない場合は、金融商品取引法施行令第20条第2項第2号に定める「元引受契約を締結する金業者」に該当せず、売出しを容易にするための安定操作取引を行うことができず、円滑な売出し実施の障害となっている（なお、同条第2項第2号に該当しない場合に、同条第3項第2号又は第3号に基づき安定操作取引の委託等を自己に委託し、当該金業者が自己の計算において安定操作取引を行うことができると整理できるかは明確ではない（困難である））。 そのため、当初売却人が買取引受けによる売出しを用いたスキームで売却を行いたい場合は、他の金業者も招請し引受人を組成した上で、当初売却人から株式を取得した金業者を売出人として、当該引受人団が共同して買取引受けを行い売出しを実施することが必要となっている。 情報管理やスムーズな執行の観点で、当初売却人が株式を取得させる金業者単独で買取引受けによる売出しを行わせたいニーズがある場合も多いため、認めて頂きたい。</p>	民間企業	金融庁	<p>何人も、政令で定めるところに違反して、取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を安定させる目的をもって、一連の有価証券売買等をしてはならないとされています（金融商品取引法第159条第3項）。 政令では、安定操作取引をすることができる場合として、元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ金融商品取引所に通知した金融商品取引業者による取引が規定されています（金融商品取引法施行令第20条第2項第2号）。 この元引受契約とは、有価証券の募集、私募若しくは売出し等に際して締結する総額引受や残額引受等を行うことを内容とする契約とされています（同施行令第17条の3第3号）。 よって、金融商品取引業者が、有価証券の募集、私募若しくは売出し等に該当しない場合に、総額引受や残額引受等を行うことを内容とする契約を締結したとしても、元引受契約には該当しないことから、安定操作取引を行うことはできません。</p>	金融商品取引法第2条第6項、第2条第8項第6号、第21条第1項第4号、第21条第4項 金融商品取引法施行令第1条の7の3、第20条第2項第2号、第20条第3項第2号、第20条第3項第5号	対応不可	<p>安定操作取引は、人為的な操作を加えて相場を安定させるものであることから、原則として禁止されており、それが例外的に認められるのは、有価証券の募集や売出し等を容易にするために行う場合に限られています。この場合には、金融商品取引業者に対して投資家への安定操作取引の実施に係る情報の開示義務が課せられていること等も踏まえ、こうした安定操作取引の実施が認められています。 しかしながら、ご提案のように、当初売却人と金融商品取引業者との間で元引受契約に類する書面を作成することのみをもって、安定操作取引の実施を認めた場合には、現在、安定操作取引の実施が認められている場合と同等の投資家に対する情報提供が確保されないことから、慎重な対応が必要と考えられます。</p>	
281205001	28年12月5日	29年1月16日	29年3月15日	銀行による普通社債のディーリングの解禁	<p>現在、登録金融機関がディーリングを行う場合に取える社債からは、政府保証のないものは除外されているが、例えば、上場企業の普通社債（Straight Bond）まで拡大すれば、銀行間で普通社債を売買する際に、証券会社を介するの必要がなくなり、債券市場の活性化が期待できる。また、銀行の窓口で普通社債が販売できるようにすれば、低金利下での顧客に提供できる商品のメニューが広がり、顧客の金利嗜好に答えやすくなる。</p>	個人	金融庁	<p>銀行、協同組織金融機関、その他政令で定める金融機関は、原則として、有価証券関連業又は投資運用業を行ってはならないとされていますが（金融商品取引法第33条1項）、他の法律の定めるところにより投資の目的をもって有価証券の売買を行う場合等はこれの限りではなく（同項ただし書き）、このほか一定の有価証券の取り扱い場合等にも適用しないとされており（同条2項）、社債については政府保証債に限って取扱いが認められています（同項1号）。</p>	金融商品取引法第33条第2項第1号	対応不可	<p>銀行、協同組織金融機関、その他政令で定める金融機関（以下、金融機関）が取り扱うことができる社債を政府保証のないものまで範囲を拡大することは、金融機関による優越的地位の濫用防止に加え、金融機関が融資先から資金回収を行う目的で、社債の発行・販売について働きかけを行うといった利益相反を防止する観点から困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281212001	28年12月12日	29年1月16日	29年3月15日	資金移動業者による受取証書の交付義務の見直し	<p>【具体的内容】 受取証書の交付における書面原則を転換し、受取証書の交付は、顧客の要望にかかわらず書面による交付または電磁的方法による提供のいずれも認められるようにすべき。</p> <p>【提案理由】 (a)資金移動業者に関する内閣府令(以下「府令」という)によれば、資金移動業者は、顧客からのサービス(為替取引)にかかる資金を受領した場合、顧客が予め電磁的方法により書面の交付を受けたことについて承諾している場合を除き、原則として、資金移動業者の商号及び登録番号を受領した顧客の領、受領年月日を記載した書面を交付することが義務づけられている(府令30条第1項)。顧客があらかじめ承諾している場合には、電磁的方法による提供が認められるが(府令30条第3項、第4項)、後に顧客が承諾を撤回した場合には、以降電磁的方法による提供は認められない(府令30条第5項)。このため、事業者においては書面交付に備えた業務体制を常に維持するためのコストがかかり、利便性の高いサービスをより安価に提供する上で阻害要因となっている。</p> <p>(b)そもそも府令30条による受取証書の書面交付は資金決済法51条に基づき利用者の保護等に関する措置の一つとして定められている。しかし、例えば、事業者が提供するサービスがインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするものである場合においては、利用者においてもインターネットを通じてサービスを利用することが想定され、受取証書を書面で交付しなくても、電磁的方法による提供を受けることで利用者保護に欠けることのない場合が考えられる。</p> <p>(c)そこで府令30条を改正し、事業者がインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするサービスである場合等、一定の事業またはサービスの特性を有する場合には、利用者の同意の有無に関わらず、事業者において受取証書の交付方法を電磁的方法によることを選択することが認められるようにすべきである。これにより、事業者においては自身の顧客の特性に応じてサービスを設計することができ、書面交付に関するコストの低減が可能となるため、利用者においてもより利便性の高いサービスをより安価に享受できるようになることが期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>資金移動業者は、その行う為替取引に関し、利用者から金銭その他の資金を受領したときは、遅滞なく、①資金移動業者の商号及び登録番号、②利用者から受領した資金の額、③受領年月日を記載した受取証書を利用者に交付しなければならないとされています(資金決済法第51条、資金移動業者令第30条第1項)。</p> <p>また、書面の交付に代えて、電磁的方法により情報を提供する場合には、あらかじめ、その用いる電子的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得る必要があります(資金移動業者令第30条第3項、第4項)。</p> <p>なお、利用者より、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があった場合は、再び、電磁的方法による提供に承諾した場合を除き、電磁的方法による受取証書の交付を行ってはならないとされています(同府令第30条第5項)。</p>	資金決済に関する法律第51条 資金移動業に関する内閣府令第30条	検討を予定	<p>現行法では、資金移動業者の行う受取証書の交付について、利用者からあらかじめ承諾を得ることにより、書面交付に代えて、電磁的方法による情報提供によることが可能とされています。</p> <p>資金移動業者に受取証書の交付を求めているのは、資金移動業者が破綻した場合、利用者は供託金から返付を受けることになるが、その手続において利用者が自らの権利を説明することができるようにするためです。</p> <p>これらの制度趣旨を踏まえつつ、インターネット上でのみ利用者にサービスを提供する場合において、利用者からの事前の承諾の有無にかかわらず、書面・電磁的方法による受取証書の交付を認めることが適切かについて、利用者保護を適切に確保しつつ、必要な対応を検討して参ります。</p>	
281212002	28年12月12日	29年1月16日	29年6月15日	金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化	<p>【具体的内容】 FinTechの進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー(資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業)、クレジットカード事業(包括信用購入あっせん業と貸金業)など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。</p> <p>【提案理由】 (a)金融庁の所管する銀行法、金融商品取引法、資金決済法、貸金業法、経済産業省の所管する割賦販売法など、FinTechに関わる法規制において、その事業の許可、登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものが多い。したがって、これら複数の事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監督窓口にそれぞれ提出しなければならない。例えば、電子マネーで資金移動業と前払式支払手段を組み合わせた新しいサービスを展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書面を作成して提出しなければならない。</p> <p>(b)金融機関と金融関連IT企業がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各官庁の所管する事業の兼業によって新しい金融・金融関連ITサービスの発展をうながすべく、省庁・監督局の別にかかわらず、兼業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化することで、兼業する事業者の事務負担を軽減できる。</p> <p>(c)兼業する事業者による届出・報告先を一本化することは、事業者において兼業にかかる事務負担を削減できることに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁 経済産業省	<p>銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法に基づく兼業における届出等については、それぞれの所管省庁等に提出していただく必要があります。</p>	銀行法、金融商品取引法、資金決済に関する法律、貸金業法、割賦販売法	検討を予定	<p>規制改革推進に関する第1次答申(平成29年5月23日規制改革推進会議決定)に基づく規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「各官庁は、行政手続簡素化の3原則(「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」)を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進めることとされており、今後、事業の許可・登録にかかる届出・報告に関する事務の効率化のための措置を検討することを予定しております。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281212003	28年12月12日	29年1月16日	29年1月31日	保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化	<p>【具体的内容】 グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことが可能であることについて、保険会社向けの総合的な監督指針等で明確化すること</p> <p>【提案理由】 (a)現行の法令等においては保険会社単体を前提とした内部監査・コンプライアンス等の体制整備に係る規定が定められており、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことの可否が必ずしも明確でない。 (b)この点、保険持株会社は、子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に行う主体として認可されており(保険業法第271条の19)、また、仮に内部監査等を含む法令遵守態勢などに不備がある場合、子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険持株会社に対し報告徴求・立入検査・業務改善命令等の監督措置が可能となっていること(保険業法第271条の27、28、29)や、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められていること(会社法第362条)からすれば、保険グループ全体で一体的な内部管理体制を構築することには合理性があると考えられる。 (c)については、例えば「保険会社向けの総合的な監督指針」や「金融コングロマリット監督指針」にて、「保険持株会社がグループ内会社の法令等遵守態勢の役割・機能の一部を担う場合には、法令等遵守に係るグループの基本方針において両者の役割・機能を明確にし、その役割・機能に沿った態勢整備を行う必要がある」といった規定を設けるなど、グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、グループ子会社の内部管理機能を担うことが可能であることを明確化すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険持株会社は、その子会社である保険会社やその他の子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができないとされています(保険業法第271条の21第1項)。	保険業法第271条の21 金融コングロマリット監督指針Ⅱ-3-3-1(1)	現行制度下で対応可能	保険持株会社はグループ子会社の一定の内部管理機能を担うことが可能であり、その具体的な業務の一つとして、例えば、グループ子会社の内部監査やグループ子会社に対するコンプライアンス研修、保険販売資料の法令に係る審査等を実施することは、保険業法第271条の21第1項に規定する『経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務』に該当するものと考えられます。	
281212004	28年12月12日	29年1月16日	29年3月15日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	<p>【具体的内容】 保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合いに合わせて多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備する。</p> <p>【提案理由】 (a)保険業法施行規則第227条の2第4項、第234条の21の2第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、また電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などのみが認められている(施行規則第14条の10)。 (b)これに対し、銀行法では、預金者の承諾を得たうえで、電磁的方法により商品情報を提供することが例外なく認められている(銀行法施行規則第13条の3)。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められたうえ(金融商品取引法第34条の2第4項)、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている(金融商品取引業者に関する内閣府令第56条)。以上を踏まえると、保険契約者等の選択肢拡大の観点からも、保険募集時に電磁的方法での提供が認められていない一部の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図ったうえで、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 (c)これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合いに合わせて多様なサービスを安心して享受することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	保険会社又は保険募集人等が保険契約者等に対し情報提供を行う場合には、一部の保険契約を取り扱う場合を除き、当該保険契約者等の承諾を得た上で書面の交付に代えて、電磁的方法による提供がとされています。	保険業法施行規則第11条第1項第6号、第227条の2第4項、第234条の21の2第2項	検討を予定	保険募集時等における情報提供の方法を書面の交付により行うとされているものについて、電磁的方法による提供を可能とすることについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、検討する必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281212005	28年12月12日	29年1月16日	29年1月31日	保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	<p>【具体的内容】 保険会社の外国における関連法人等に係る子会社等業務範囲規制を緩和する。</p> <p>【提案理由】 (a)保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年9月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例を拡大する措置がとられた。しかし、保険会社の外国における子会社等の業務範囲については、国内の子会社等と同様の業務範囲を適用するとの大枠は引き続き維持されている。このため、保険会社が外国の保険会社を関連法人等とする際に、当該法人等の傘下に子会社対象会社でない会社等が存在している場合、当該会社等の株式について原則として概ね5年以内に売却等による処分することを求められる(監督指針Ⅲ-2-2-4(1)(5))。 (b)保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合は、子会社とする場合と異なり、当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の株式の猶予期間内での処分ができない可能性があり、保険会社の海外展開(外国企業への投資)の制度的な障害になる恐れがある。 (c)保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合において、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない会社が存在しているときに限定して、子会社等の業務範囲規制の緩和を行うことで、保険会社の子会社業務範囲規制の全体的な制度趣旨を削ることなく、保険会社の海外展開を促すというプラスの作用をもたらすことができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>制度の現状</p> <p>保険会社の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要があることとされています(保険会社向け総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1))。 保険会社が、保険業を行う外国の会社等の子会社とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等(子会社を除く。)又は関連法人等とすることも可能としますが、子会社業務範囲規制の趣旨に鑑み、原則として、概ね5年以内に子法人等又は関連法人等となくなるよう所定の措置を講ずる必要があることに留意する必要があることとされています。 なお、保険会社が保険業を行う外国の会社等を子法人等又は関連法人等とすることにより、子会社対象会社以外の会社を子法人等又は関連法人等とする場合も同様となります(保険会社向け総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(5))。</p>	保険会社向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-2-4(1)(5)	検討を予定	外国の関連法人等の子会社等の業務範囲規制の緩和については、保険業法第100条に規定する他業の制限の趣旨等を踏まえながら、検討を行います。	
281212006	28年12月12日	29年1月16日	29年3月15日	銀行代理業における変更届の届出の見直し	<p>【具体的内容】 銀行代理業における過剰な変更届出に関する規制(届出事項・届出頻度)を見直し、事務負担を軽減するべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)銀行法は、銀行代理業者に対し、子法人・親法人・親法人の子法人をも含め、役員の兼職の状況や業務の種類等に変更が生じた場合には、2週間以内に届け出るよう義務付けている。 (b)許可申請時はやむを得ないとしても、許可を取得した後も、子法人・親法人・親法人の子法人等の広範囲にわたり、社外取締役を含めた役員の兼職の状況や業務等を常に把握することは、相当の事務負担となる。また、銀行代理業者にとって、常にこうした情報を把握することは困難である場合があり、意図せずして届出漏れが生じるリスクがある。 さらに、銀行代理業について、子法人・親法人・親法人の子法人等の広範囲にわたり、役員の兼職の状況や業務の種類等を2週間以内に届け出る必要性は必ずしも高くなく、届出事項・届出頻度の規制を緩和したとしても、銀行代理業の業務の健全性に必ずしも大きな影響は生じないと考えられる。 よって、銀行代理業者がタイムリーに情報を把握できる範囲を踏まえて過剰な届出事項を減らすとともに、届出頻度を四半期に1度とすることにより、事務負担を軽減すべきである。 (c)届出事項を減らし、また、届出の頻度を四半期に1回に変更することによって、事務負担を軽減することにより、銀行代理業に参入する場合の障害を減らすことができ、金融機関と金融関連IT企業の連携・Fin Techの進展にも資するものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	<p>銀行代理業者の許可申請書の記載事項に変更があった場合には、関係書類を添付して、変更事由発生後、2週間以内に変更届出を提出することが必要です。</p>	銀行法第52条の39第1項 銀行法施行規則第34条の39及び別表第2	①検討に着手 ②対応	<p>①銀行代理業者に対する規制のあり方については、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告」(平成28年12月27日公表)における報告を踏まえ、利用者保護を適切に確保しつつ、必要な対応を検討して参ります。 ②銀行代理業者の変更届出書の届出期限については、平成28年6月3日に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」において、変更届出事由発生後、2週間以内とされていたものを30日に延長する改正を実施しております。 なお、当該改正法については、平成29年4月1日に施行となります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281212007	28年12月12日	29年1月16日	29年3月15日	投資法人の監督役員 の欠格事由の緩和	<p>【具体的内容】 投資法人の監督役員 の欠格事由には、その親族が資産運用会社の親会社若しくは主要株主の 使用人又はそれらの子会社の使用人である場合が含まれる。この「使用人」の範囲を、会社法の社外 取締役・社外監査役 の要件と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。 また、監督役員が資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者という欠格事由 について、同じく会社法に倣い、就任前10年間に限定すべきである。</p> <p>【提案理由】 (a)平成26年12月に施行された改正投信法施行規則により、投資法人の監督役員 の欠格事由が拡充され、スポンサー企業等と利害関係を有する こと等が追加された。これにより、監督役員 の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等又はそれらの子会社の役員等であることが新たに欠格事由とされた。 一方で、平成27年5月に施行された改正会社法において、社外取締役・社外監査役 の要件が厳格化されたが、親族については、「株式会社 の取締役若しくは支配人その他の「重要な使用人」の親族である場合に限定して社外要件を満たさないとされた。</p> <p>(b)資産運用会社のスポンサー企業の中には、多数の会社を有するグループの企業も多い。使用人の範囲が限定されない現行の規定では、その該当者が数十万人に上る場合もある。その結果、欠格事由への該当の有無を把握するための資産運用会社及び監督役員 の負担が相当重くなっている。また、当該欠格事由の規定は、二親等以内の親族の就業や婚姻、企業再編やM&A等による該当会社の増加により、意図せずして法令違反の状況をもたらしかねない。 さらに、「重要な使用人」以外の使用人が、その所属する会社及び関係する資産運用会社・投資法人に与え得る影響力を実務的に考えると、当該使用人が監督役員 の親族であった場合でも、投資法人との間で当該使用人の意向に基づく利益相反取引を行う蓋然性は低いと考えられる。 以上より、監督役員 の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の使用人又はそれらの子会社の使用人である場合の「使用人」の範囲を会社法と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。併せて、監督役員 の人材確保の観点から、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者との欠格事由については、会社法に倣い監督役員 就任前10年間に限定すべきである。</p> <p>(c)投資法人についての過剰な規制が撤廃されることで、投資法人への参入障壁を低くすることができ、多数の事業者の参入により、不動産投資市場の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	金融庁	投資信託及び投資法人に関する法律第200条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第244条	①検討を予定 ②対応不可	投資法人のガバナンス強化の一環として、平成26年の投信法施行規則改正により、投資法人の役員会の過半を構成する監督役員 の欠格事由について、当該監督役員又はその親族の当該投資法人が業務を委託する資産運用会社又はその子会社の役員若しくは使用人(以下「役員等」)であること又は過去にその従前の規定内容に加え、当該資産運用会社の親会社等及び主要株主の役員等も対象に含めることとなりました。 今回頂いた要望のうち、①監督役員 の親族の場合における資産運用会社の親会社等及び主要株主の「使用人」の範囲については、上記改正の趣旨に留意しつつ、現行規制下における投資法人の事務負担や制度の安定性確保といった観点を踏まえ、今後見直しを検討予定です。 一方、②監督役員本人が過去に資産運用会社の親会社等又は主要株主の役員等であったこととの欠格事由について、期間の限定を設けることについては、監督役員 の独立性確保の観点から慎重に考える必要があり、当面は引き続き実務動向等を確認しつつ対応を判断することとします。		
281214001	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	銀行の事業所内保育所において、グループ社員の子以外の受け入れを一部可能とすること	<p>専ら銀行グループの福利厚生を主目的とする事業所内保育所が、グループ社員以外の子を、「地域枠」等の一定の範囲内で受け入れることについて、その理由や規模が適当と認められる場合には、期間を限定することなく、銀行法が禁止する他業とみなさない取扱いとしてほしい。</p> <p>【提案理由】 ○近年、地方銀行では、女性の活躍推進、働きやすい環境整備の観点から、事業所内保育所を設置する銀行が増えている。これらの保育所に対し、地域の自治体や企業等から、グループ社員以外の子も受け入れてほしいとの声が寄せられている。</p> <p>○一方、銀行は、銀行法に定める業務以外の業務を営むことはできないため、専ら福利厚生を目的とする事業所内保育所であっても、グループ社員以外の子を受け入れたことをもって他業とみなされるのであれば、このような地域からの要望に応えることは難しい。</p> <p>○地方銀行が、このような地域からの要望に対し、「地域枠」等の一定の範囲をあらかじめ設定して対応する場合、その受け入れ内容が本来の事業所内保育所の運営を著しく逸脱するものでない限り、期間を限定することなく、銀行法において禁止する他業とみなさない取扱いとしてほしい。</p> <p>○地方銀行の事業所内保育所は、利便の良い場所に設置しているケースも多く、本要望が実現すれば、地域の特機児童の減少、女性の活躍促進など、地方創生に貢献できる。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、銀行職員の福利厚生目的以外に保育所業務を行うことができません。	銀行法第12条 その他	銀行が業として保育所を経営することは認められておりません。 一方、銀行が行員の福利厚生を目的として行う事業所内保育所において、受け入れ人員に余剰があれば、地域からの要望を受けた社会貢献活動等の一環として、その範囲内で行員以外の子供の受け入れを行うことは、現行制度下でも対応可能と考えられます。 なお、銀行が行員以外の子供の受け入れを実施した場合に、当該子供の受け入れが営利を目的としていると認められる場合、行員以外の子供の受け入れ人数が過大で余剰能力の範囲を超えていると認められる場合など、当該銀行が保育所運営業務を営んでいると認められる場合には、他業禁止規制に抵触することとなると考えられます。	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281214002	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。	<p>【提案理由】</p> <p>○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務(確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供)を兼務することが禁止されている。</p> <p>○このため、店頭にて確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客(加入者)が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>○平成29年1月より個人型確定拠出年金(DeCo)の加入者の範囲が拡大されることを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面できる機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>○なお、平成27年度、全国信用金庫協会・信金中央金庫から同主旨の要望が出された際、厚生労働省より「社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進める」旨回答があったが、具体的な進展はみられない。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 厚生労働省	確定拠出年金法上、営業職員が確定拠出年金法に規定する運用関連業務(運用の方法に係る情報提供)と運用商品の販売等の事務を兼務することは禁止されています。	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号	検討に着手	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。	◎
281214003	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。	<p>【提案理由】</p> <p>○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。</p> <p>○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自庁のシステムを併用する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。</p> <p>○これらの手数料は、利息制限法等で定めるATM利用料の上限を上回る場合が多く、それが海外発行カード対応ATMの設置を抑制している。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とするもしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 法務省	出資法上の貸付け及び利息制限法上の営業的金銭消費貸借において、利息とみなされない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う金額が1万円以下の場合には108円、1万円を超える場合は216円までとされており。	利息制限法施行令第2条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第2条	その他	海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを国内銀行のATMで利用する場合の手数料の扱いについては、実態を踏まえた上で、制度の趣旨や訪日観光客の利便性向上の観点も勘案し、検討する考えです。	△
281214005	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	(a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する (b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まちづくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する	<p>【提案理由】</p> <p>○次のような地方創生、地域経済の活性化に資するケースについては解禁すべきである。</p> <p>(a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱い 高齢化が進む中、地方銀行は顧客の事業承継を積極的に支援しているが、事業承継に伴う不動産売却等についても総合的に支援してほしいとのニーズが高まっている。銀行グループによる事業承継に関連した不動産仲介業務が可能となれば、事業承継のワンストップ支援が可能となる。なお、現状はこうしたニーズに対し、不動産会社を紹介して対応しているが、顧客が事業承継に関する情報を不動産会社に知られたいくないケースがある。</p> <p>(b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まちづくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱い 地方銀行は、地公体による再開発事業、コンパクトシティ形成事業等による「まちづくり」に積極的に参加しているが、そうした事業の中で、地方銀行が公共施設の有効活用やテナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングなど、不動産を含む総合的な支援を行うことが可能になれば地方創生の推進に貢献できる。</p> <p>○メガバンクがグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産業務を禁止している意味合いは薄いと考えられる。また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。</p>	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	銀行法第12条、第16条の2第1項	対応不可	銀行本体における不動産関連業務への参入については、他業を営むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の健全性確保といった他業禁止の趣旨を踏まえる必要があり、直ちに措置することは困難です。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項に於いては本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281214006	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。 【提案理由】 ○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンプッシュ化が達成できない、融資先からの申込みは謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。 ○圧力販売防止の観点からは、独占禁止法による禁止規定があるほか、構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。特に、従業員50人以下の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して加入意思を示した場合でも販売できないなど、顧客の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。 ○弊害防止措置の見直しについて、金融庁は、引き続き実態把握をしつつ、検討を進めるとしているが、保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の意義はさらに低下している。 一銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 一保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じ得ないチャネルからの申込みが増加している。 ○上記の保険窓販を巡る状況、過剰な規制により顧客利便性が損なわれていること等を考慮すれば、速やかに弊害防止措置の見直しを図るべきである。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
281214007	28年12月14日	29年1月16日	29年3月15日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。 【提案理由】 ○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接と見なされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースがあるが、そうした場合でも出向先の実業員等に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独禁法の禁止規定が存在しているほか、「6。」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 保険業法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-2(7)③	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討要請日	内閣府での 回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281228001	28年12月28日	29年1月16日	29年3月15日	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業者等」に利用することに関する規制の緩和	銀行代理店制度の見直しにより「幅広い形態の銀行代理業の参入」で「代理店の有する幅広い顧客ネットワークを新たな顧客層の掘り起こしのためのツールとして利用することが可能になることが期待されたが、銀行代理業者は兼業業務上知り得た非公開情報を事前に当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業者等に利用してはならないことから(非公開情報保護措置)、その顧客ネットワークを十分に活用できない状況となっている。一例として、銀行代理業を兼業する証券会社が預金に関するダイレクトメールを顧客に発送しようとする場合、非公開情報保護措置があるが故に、当該証券会社における顧客の資産や取引状況といった情報をもとに顧客をリストアップすることができない。このことは従来の顧客との関係を前提として商品を案内することに支障を生じさせ、また、顧客ニーズの掘り起こしの妨げとなっている。	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁	銀行代理業者は、兼業業務において取り扱う顧客に関する非公開情報について、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得なければ、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務に利用することができません。	銀行法第52条の44第3項 銀行法施行規則第34条の48第2項	対応不可	銀行代理業者において、個人情報利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表している場合であっても、「兼業業務において」取得した顧客に関する非公開情報の利用について、顧客の事前同意無しに認めることは、抱き合わせ販売等の防止等の顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、兼業業務において取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難であると考えます。
281228002	28年12月28日	29年1月16日	29年3月15日	銀行代理業における事業向け貸付け取扱い規制の緩和	銀行代理業者は、事業の用に供する資金の貸付けについては、規格化された貸付商品(1千万円を上限とする。)の媒介しか取り扱うことができないものとされている。このように極めて狭い範囲でしか取扱いが認められない理由は、事業向け貸付けについては「一般事業者が取り扱うと事業との利益相反的行為など弊害のおそれが高い」からであるとされている。この規制に対しては、「1千万円を上限かつ厳格的な審査である定型ローンのみ、であるキャップを極めて早期に外すべきかと思う」との「ブリックワート」が寄せられており、金融庁はこれに対して「銀行法等の一部を改正する法律附則第42条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、これに基づき、検討してまいります。」との考え方を示している(平成18年5月17日に公表)。	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁	銀行代理業を行う一般事業者が事業向け貸付けの媒介を行う場合には、与信の金額については、預金等担保貸付又は規格化された貸付商品(上限1千万円)に限定しています。	銀行法施行規則第34条の37	対応不可	銀行代理業者は、銀行代理業以外の業務(兼業業務)を営む中で様々な取引関係や利害関係を有しており、利益相反等(情実融資や抱き合わせ販売等)を防止する観点から事業向け貸出の内容に制限を設けているところです。これを廃止する場合、銀行代理業者と所属銀行の間で利益相反等の弊害が生じるおそれが高まることから、銀行の健全性への影響等を踏まえ慎重に検討する必要がありますが、直ちに措置することは困難です。